

2016.12.08 : 平成 28 年 文教子ども委員会 本文

○尾澤委員長 おはようございます。それでは、これより文教子ども委員会を開会いたします。

初めに、本日議案がございまして、議案の審査の前に、まず資料請求等ある方がいらっしゃいましたら挙手にてお願いいたします。

---

○幸野委員 大事な議案が何点かございますので資料もちょっと多目になっておりますけれども、御用意いただけたらと思います。まず、議案 112 号と関連して第 126 号なんですけれども、1 つは第三者評価というのが昨年度、平成 27 年度にほんだ保育園、それから恋ヶ窪保育園で行われているようですので、この第三者評価の結果を出していただきたい。実はホームページに載っていると書いてあって、私もアクセスしてみたいんですけど、今掲載されていないんです。見れなかったものですから、これをお願いしたいというのが 1 点目です。

それから 2 点目は、これは昨年ひよし保育園の民営化のときも出していただいた資料なんですけれども、全体の公立保育園の職員の数、保育士の数の推移を出していただいていると思うんですが、昨年の資料の更新版を出していただけたらというのが 2 点目です。

3 点目がほんだ保育園の大規模改修が平成 21 年度に行われていますけれども、その改修の内容、それから金額です。まずその 3 つを資料請求します。

指定管理者のほうと報告事項についてもあわせて資料請求していいですか。

---

○尾澤委員長 あわせていいです。

---

○幸野委員 議案第 125 号の指定管理者の指定にかかわって、まず学童保育所の利用者アンケートの結果をお出しいただきたいというのが 1 点目。

それから、今回ワーカーズコープが更新という形になってますので事業報告書を出していただきたいということ、これが 2 点目です。

3 つ目が、これは私も企画提案書を見て初めて知ったんですけども、ひかりごはんフェスというのが行われているようです。それから放課後デイサービスの STEP というのも何か行われているというので、この辺はまだ当委員会に報告がなされていないと思いますので、その事業内容というか、あと実績等々をお出しいただけたらと思います。これが 3 点目です。

4 つ目が、今、光学童保育所と泉学童保育所で働かれている指導員の数です。計画書自体は企画提案にも出ているのでわかるのですが、実際どのぐらいの人数が働かれているのかと、その方々の経験年数、それから所有されている資格についてわかる一覧表を出していただけたらと思います。

あと報告事項で 1 点あるんですけど、報告事項の 2 点目の巡回型特別支援教室の開設予定場所について、これは私が求めて出していただいた資料なんですけれども、これに関連して、3 番とも関連するんですけども、今通級学級に通われている人数、児童数というのはわかっているんですけども、そこから巡回型の特別支援教室は各校に分散される形になると思うんですが、今の時点で結構ですので、新しく入ってくる方というのは予測になってしまいますが、今の通われている人数が各校に何名いらっしゃるのか、それを学年別でわかればそれも人数を出していただきたいと思います。

---

○尾澤委員長 今 8 点の資料請求がございましたが、資料請求あった順に御答弁いただきたいと思います。

---

○岡田子ども施設整備担当課長 おはようございます。

まず、今1点目としまして恋ヶ窪保育園とほんだ保育園で行われた平成27年度の第三者評価の結果はすぐに御用意させていただきます。そして3点目になりますけれども、平成21年度に行われたほんだ保育園の大規模改修の内容とその金額についてもすぐお出しすることができます。

---

○本多子ども子育て事業課長 今資料請求いただきました2番目、公立保育園の職員数、保育士数の推移につきましてはお出しすることができます。そして4番目の学童保育所利用者のアンケート結果もお出しすることができます。学童保育所と児童館とそれぞれアンケートをとっているんですけれども両方ということで。次の事業報告書は、平成27年度のをそれぞれお出しすることができます。7番目の現在の指定管理者の職員の経験年数と資格の表につきましても御用意することができます。6番目に請求いただきましたひかりごはんフェスと放課後デイサービスのSTEPについての資料なんですけれども、企画提案書にある程度あちらこちらに概要が書かれているんですけれども、こういったもの、新しくつくる資料となりますとちょっとお時間が必要となるんですけれども、実績というのは参加人数とかそういった内容でよろしいんですか。（「もしなければいいです」と発言する者あり）それでは、6番以外の資料をお出ししたいと思います。

---

○中島学務課長 先ほどありました現在の通級に通われている方の人数・学年別・学校別ということで、最新のものということなので少しお時間をいただきますが、出させていたきたいと思います。

---

○星委員 3点お願いいたします。まず最初の2つなんですが、指定管理者にかかわるもので、指定管理者の募集要項に市が考える指定管理費は平成29年度から5年分の総額4億124万円と記載がありますが、この額の根拠と内訳がわかる資料があればお願いいたします。

同じく指定管理の2つ目ですが、97ページに収支計算書が掲載されておりまして、次年度以降、これとこれまでのを比較してみたいので、平成28年度以前の5年間の収支計算書の各年度のものをお願いいたします。

それから、3点目ですが、第九小の学級数について、普通教室に転用できる余裕教室は存在していないという記載がありますけれども、そのことを具体的に把握したいと考えておりますので、第九小の見取り図といったものがあればお願いいたします。

---

○尾澤委員長 今、3点の資料請求がございました。これも請求あった順に答弁いたしたいと思います。

---

○本多子ども子育て事業課長 請求いただきました最初の募集要項にあります上限額の根拠、内訳につきましては、資料をお出しすることはできます。また2番目の収支計算書、今契約しているものの同じ提案したときの5年分の比較ということで、こちらもお出しすることはできます。

---

○新出教育総務課長 御請求のありました第九小学校の見取り図は御用意させていただきます。

---

○尾澤委員長 ほかにございますか。

ないようなので、それでは議事に入っていきたいと思います。



○尾澤委員長 議案第 112 号 国分寺市立保育所設置条例の一部を改正する条例について及び議案 126 号 財産の無償譲渡については、密接な関係がありますので一括の議題といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○尾澤委員長 ないようなので、それでは、議案第 112 号それから議案第 126 号を一括議題としたいと思います。それでは、担当より説明を求めます。

○本多子ども子育て事業課長 それでは、議案第 112 号、国分寺市立保育所設置条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。本案は、保育サービスの整備・運営及び提供体制に関する全体計画に基づき、国分寺市立ほんだ保育園を民設民営化するため、国分寺市立保育所設置条例の一部を改正するものでございます。おめくりいただきまして新旧対照表をおつけしてございます。別表の国分寺市立ほんだ保育園の項を削除するという内容になります。

続きまして、議案第 126 号、財産の無償譲渡について御説明いたします。本案は、国分寺市立ほんだ保育園の民設民営化に伴い、継続的かつ安定的に良質な保育の提供を図るため、運営受託法人である社会福祉法人菊美会に国分寺市立ほんだ保育園園舎を無償譲渡いたしたく、地方自治法第 96 条第 1 項第 6 号の規定により提案するものでございます。所有権の移転につきましては、譲渡契約の後、平成 29 年 4 月 1 日に市から菊美会に移転を行う予定でございます。

簡単ではございますが、説明につきましては以上でございます。よろしく御審査のほど、お願いいたします。

○尾澤委員長 担当より説明が終わりました。それでは、こちらについて質疑のある方は挙手にてお願いいたします。

○幸野委員 それでは、質問させていただきたいと思います。議案第 112 号の提案理由にあるように保育サービスの整備・運営及び提供体制に関する全体計画に基づいて民設民営化するということが言われてますので、主に全体計画だとか、その後策定された子ども・子育て支援事業計画なんかとも関連してくると思いますので、そういうことに基づいてお伺いしていきたいと思います。全体計画では 1 つの大きな柱として待機児童をなくしていくと、待機児童を解消していくということを掲げておりますけれども、全体計画の待機児童の解消の目標年度、それから子ども・子育て支援事業計画の待機児童の解消目標年度というのは何年度になっているんでしょうか。

○岡田子ども施設整備担当課長 待機児童の解消のための計画は、今御紹介がありましたとおり子ども・子育て支援事業計画が平成 31 年度までの計画となってございます。待機児童を具体的にゼロにするという計画につきましては 27 年度、28 年度の整備の 2 カ年をもって待機児童をゼロにするというような計画になってございます。

○幸野委員 今は子ども・子育て支援事業計画だけなんですけど、全体計画は何年度でしょうか。

○岡田子ども施設整備担当課長 冒頭申し上げました子ども・子育て支援事業計画については平成 27 年につくらせていただいたというような内容になっておりまして、今お話しの子育てサービスの整備・運営及び提供体制に関する全体計画はそれ以前の平成 23 年につくられているものでございます。そうしまして、この全体計画の中では、特に期限がいつまでというようなことは明記されていないというようなことになってございます。

---

○幸野委員 全体計画にはこう書いてあります。計画の内容4の1)のところで待機児童の解消というのを掲げておりました、平成26年度までに約2,100名、認可保育所の定員をふやすと、2,100名にすると、これにより潜在的な保育需要も含めた待機児童の解消を目指しますということです。平成26年度の時点で潜在的な保育需要も含めた待機児童の解消を目指すというのがこの全体計画の目標なんです。今子ども施設整備担当課長が答弁されたようにその後、この時点で待機児童が解消されなかったということがあって、子ども・子育て支援法に基づいてニーズ調査が行われて、子ども・子育て支援事業計画が作られて、平成27年度、28年度で待機児童を解消するという目標になったということですよ。平成26年度でも、それから28年度の時点でも待機児童を解消するという目標を掲げてるんですけども、現時点においてはその両方とも達成できていないというのが今の状況だということだと思います。

今、じゃあ、待機児童というのはどうなってるのかということをお伺いしたんですが、4月1日の段階の旧定義の数字というのは174名と出ていますけれども、10月1日時点で待機児童の旧定義、新定義の数字は何名になってるでしょうか。それから12月1日から来年度の保育所の入所申込みが行われていると思うんですけども、その状況なんかもあわせて教えていただきたいと思います。

---

○岡田子ども施設整備担当課長 先ほど私が御答弁させていただいたことの中で少し舌足らずなところがございます。今幸野委員がおっしゃっていただいたように平成26年度までに全体計画では2,100人を整備すると、このことによって待機児童の解消を目指すということになっておりました、実際には26年度までに2,100名を上回る整備はさせていただいたところですけども、待機児童がゼロにはならなかったというようなことがございます。

その後につきましては、これまでも御説明させていただいておりますけれども平成28年4月には2つの保育園を整備させていただきました。この結果、定員が113名ふえています。そして9月に1園オープンさせていただきました、定員が60名の規模となっております。それで今現在も待機児童の解消に向けた整備を進めておりました、平成29年4月に向けてあと3園を整備させていただきます。こちらについては、合計しまして定員が228名という内容となっております。

また、それに伴いまして既存施設を活用した定員拡充ということもあわせて行っております。ポッポのもり保育園、そしてアスクこくぶんじ南町保育園、こちらは合計しますと28名の定員拡充をさせていただくということで、平成27年度、28年度につきましては合計しまして415名の整備を図っていくという内容になってございます。そして平成30年2月になりますけれども、もう一園、西恋ヶ窪一丁目、姿見の池の前のところに定員76名の保育所を整備させていただくというようなことで今計画しているところで、これら全てをあわせると491名となります。今現在の計画では500名を目指すということでやっているのでも少し足りないというような現状になってございます。

---

○幸野委員 子ども施設整備担当課長、今の平成29年2月のやつというのは、今国分寺駅南口にあるJキッズステーションの移転でしょう、プラスじゃないよね。プラスになるんですか。その建物に大規模改修が入るから、そこでできないからそっちにつくるという話で、29年度から定員が純増で491名ふえると理解していいんですか。

---

○岡田子ども施設整備担当課長 30年2月に姿見の池前にオープンするという予定の保育園につきましては、今幸野委員におっしゃっていただいたとおりJキッズステーションが20年を経過しているということで大規模改修すると、そうしまして今御案内の30年2月にオープンする保育園の、そのオープンする前のときにJキッズステーションの仮設園舎として活用するということとなります。したがって、平成30年2月については定員が76名の新しい保育園が誕生するということとなりますので、定員がそれだけふえるということとなります。

○幸野委員　私の理解が違ったら言ってほしいんですけども、平成 29 年 2 月、来年 2 月に姿見の池の近くに保育園仮設園舎をつくりますと。それは J キッズステーションの仮設だから、J キッズステーションの子どもたちがそっちに移るわけでしょう。改修し終わった後に、今いるところに、それは平成 30 年 2 月に戻ると、だから 29 年度にふえるわけじゃないでしょう。しかも、30 年 2 月ということになるなら、それは 27、28 年度の目標の中で実績に加えていい話じゃないよね。28 年度までに 500 名の目標を立てて、一体何名定員が純増になってるのかということと比較しないといけないわけでしょう。だから 415 名ということなんじゃないかなと思うんですけど。

○岡田子ども施設整備担当課長　大変失礼いたしました。幸野委員が今おっしゃっていただいたとおりで、平成 29 年 4 月、来年 4 月ということになりますと、私が先ほど説明した 491 名というのは 30 年 2 月のお話も含めてのことになりますので、一緒くたに御説明してしまいました。平成 29 年 4 月ということになりましたら 415 名という増員になります。

○山口子ども子育てサービス課長　10 月 1 日現在で旧定義で 304 名、新定義で 189 名となっております。

あと、お申し込み状況につきましては、11 月 24 日から 11 月 30 日まで 1 週間申し込みの受付を行いまして、今現在、児童数として 820 名です。昨年の同時期に比べまして約 1 割程度ふえている状況です。昨年の数字が 737 名になります。

○幸野委員　全体的な数字が今明らかになってきましたけれども、1 つは全体計画と子ども・子育て支援事業計画を、平成 24 年度からですから 5 年間、待機児童解消のために取り組んできた、民設民営の誘致というのが中心ですけれども、非常に頑張ってくられたなと私たちは大変高く評価しております。ほかの自治体に比べても数、率という点で非常に頑張ってくられたなということは高く評価しております。

しかし、残念ながら全体計画に掲げた目標である 26 年度に待機児童を解消するという目標も、子ども・子育て支援事業計画に掲げた 28 年度までに待機児童を解消するという目標も達成できていないという現実があるという問題の上に、今初めて聞いた数字なんですけども現時点での、10 月 1 日時点での待機児童は、認可保育所に申し込んでも入れない児童が 304 名だと、4 月 1 日には 174 名だったんです。しかしさらに 130 人もふえてると、新定義に照らしても 189 名ということで 87 名ふえていると、こういう事態だということなんです。

待機児童を解消するためには、今なかなか公立保育園をふやすというのは難しいですから、民設民営保育所を誘致することが一番最大の柱になるだろうと私たちも考えております。それしか今の時点ではないだろうなと思っ  
てはいるんです。公立保育園は分園とかそういう可能性はあるとは思っていて、それはまた後でお伺いしたいと思っ  
てるんですけど、そう思ってます。

そういう中で、今回のほんだ保育園の民設民営化というのは、これも全体計画の中に位置づけられているんですけども、全体計画というのはまさに全体計画で、3 つの柱が一体的なものだと思うんです。第 1 の柱である待機児童の解消が今お話ししたようなそういう状況の中で、この民設民営化がどういう意味を持つのかということなんです  
が、一般的に考えれば今ある公立保育園、ほんだ保育園を民営化するということは、そこで働いている、いわゆるふ  
やすわけじゃなくて働いている人たちが入れかわるという形になるわけです、公立の保育士たちから民営の保育士に  
かわると。保育士不足の問題は後で取り上げるんですが、保育士不足の中でそういうことがこの民設民営化の中で行  
われると。本当であれば、今求められているのは待機児童の解消ですから、入れかわる保育士がいらっしゃるので  
あれば、例えば、菊美会もそうなんですけれども、ほんだ保育園はそのまま公立で残して、民設民営の保育園を新し  
くふやすことができるはずなんです。だって入れかわるんだから、みんなそこで働いている公立の保育士たちが民  
営園の保育士になるわけじゃないですよ、運営主体だけかわって、中で働いている人が同じだっていうことじゃな

くて、みんながらっと入れかわっちゃうわけです。それがもしできるんだったら、国分寺市が誘致にさらに力を入れてさまざまな手厚い支援を行った上で、新しく菊美会に民設民営の保育園を国分寺市内につくってもらうということが本来あるべき姿なんじゃないかなと思うんですけども、それについては、これは課長というよりもむしろ政策的な判断についてお伺いしたいので、市長か副市長になるのか。いやいや、課長じゃないって言うんだから手を挙げてなくていいんです。ここはきちんと待機児童を解消するという上で言えば、私はそこが今最大の矛盾だと思ってますよ、この全体計画の。待機児童がこんなにあふえてるのに何で公立保育園を民営化してるんですかと、保育士が足りない中で、それをどうお考えなのかをまずお伺いしたいと思います。

---

○岡田子ども施設整備担当課長　　これまでもお話を差し上げていますけれども、全体計画と呼ばせていただいている平成23年9月につくらせていただいている計画については、保育所の整備、保育園をふやすというようなこと、それとあともう一つは今お話し为民営化を一体として進めていくというような計画になってございます。保育園をこれまでもどんどんふやしていますけれども、それに当たっては皆さんの貴重な税金を多く使わなくてはいけないというようなことがあります。また、アウトソーシングの基本方針に基づいて民間にできることは民間にお願いするというような考え方に基づいた民営化も一方で進めていながら効率的にやらせていただいで、少しでもお金を浮かせていただいたところを整備に充てていくという考えのもとにつくられている計画だと認識しております。

　　そうしまして、今幸野委員がおっしゃっていただいた、例えば、今民営化の菊美会がほんだ保育園を受けていただくこととなりますけれども、では、菊美会が新しい保育園を市内でつくればいいのか、そういうことができるのではないかなというようなお話だと思います。前もお話ししていますけれども、民営化につきましては土地と建物を市が用意している今回お願いする譲渡というようなこととなりますけれども、そのようなお話になりますので、菊美会にしてみれば人はいる、なので、民営化には手を挙げる事ができる、ただ土地と建物については非常に難しいというような状況もあります。したがって、民設民営の誘致というのも一方で進めていきますけれども、今回の菊美会のように人がしっかりといるようなところに対して民営化でしっかりと担っていただく、この両方を同時に並行して進めていきたいなと思っております。

---

○根本子ども家庭部長　　今子ども施設整備担当課長が申し上げたとおりなんですけども、保育園を1園つくるということは市の膨大な財源が必要になってきます。これは経常的に毎年毎年運営費についても市の持ち出しが大きいということで、財政的に考えればここは公立保育園を民営化して、その民営化した後の財源を新しい保育園の活用に必要なであろうと考えていますので、これは今現状ではこの全体計画のもとに整備を進めていく、この考え方に変更はございません。

---

○幸野委員　　子ども施設整備担当課長、子ども家庭部長の答弁でアウトソーシングによって財源を賄うんだというお話があります。それが理由なんだろうと思うんだけど、その問題はまた後で詳しくやろうと思うんだけど、その前に、問題なのはさっき言ったように優先順位がどっちかという話なんです。民営化が優先なのか、それとも待機児童の解消が優先なのかと、これについては市長もしくは副市長にお伺いしたいと思います。本当だったら市長だけ。

---

○橋本副市長　　両方とも重要な課題と認識しております。待機児童の解消も重要ですし、財源の確保、経費の削減も重要な課題だと捉えていますから、この点については同時並行で進めていく必要があるかと考えています。

---

○幸野委員　そこなんだよ、最大の問題は、国分寺市が今やるべきことってというのは、私は待機児童の解消がまず優先されるべきだと思います。そこは同時に、両方とも大事だという話にはならない、市民のことを考えれば。財政削減の話も出てますが、コストがどうなってるのかというのはまた後でお伺いするんだけど、市の全体の財政のことを考えた全体計画を策定したとき、当時は私自身も財政は本当に厳しかったと思ってます。それから、27年3月だから子ども・子育て支援事業計画を策定したときの財政状況と今の財政状況というのを考えたときに、その経費削減だとかコストカットを今ここで本当にやらなきゃならない状況なのかと、待機児童の解消というものの本当に本来あるべき市がやらなきゃならない、これは法的な責務だから、全体計画の責務だけじゃないんですよ、待機児童を解消するというのは児童福祉法第24条で市に課せられた責務なんです。そういうことを考えたときに、本当に今アウトソーシングを何が何でもやらなきゃいけないという状況なんですかと、待機児童がこれだけあふれて、市民がみんな働きたいけども働けないと、仕事をやめなきゃならないと、育児休業だって本当は延長したくないけどせざるを得ないと、そういう事態が今広がってるんですよ。今の時点では、ほとんど経費削減になってないんだけど、なぜ今経費削減の問題と同列に考えるんですか、市長。私は、ここは市長の大きな政策判断があつてしかるべきだと思いますよ、来年市長選挙に出るんだから。待機児童の解消を掲げないんですか、公約で。

---

○橋本副市長　市長も、待機児童の解消についてはこれまで進めてきております。財源の問題から言えば、保育園を誘致することによって財源を大分投資してきました。これは幸野委員も認めていただいているところだと思うんですが、市全体から言えば財政状況は回復しつつあるも、厳しい状況には変わっておりません。保育だけではなく、障害者の施策だとか高齢者の施策だとか、大分民生費、扶助費も伸びてきております。そういうような中で、市とすれば財源あつての事業も考えなきゃいけないので、財源を確保しながら保育園の誘致、待機児童の解消に努めていく必要があるかと考えておりますので、先ほどもお話しさせていただきましたけれど、市とすれば同時並行で進めていきたいというところでございます。

---

○幸野委員　市長が待機児童の解消というのを掲げるのかどうかということをお伺いしたんですけれども、また残念ながら御回答がないと、本当にやる気があるのかどうかということを疑わざるを得ないわけなんですけれども、コストの話が今出てるのでその話に移りたいと思いますが、全体計画で掲げた民営化のコスト削減の目標額というのは27年度までで累計で幾らになるんでしょうか。

---

○岡田子ども施設整備担当課長　今お話しの平成23年9月につくられた全体計画の削減額につきましては、具体的に幾らというようなことは今申し上げることができません。ただ一方で、きょう資料としてお出ししている文教子ども委員会資料7ということで、これも前回お出しした公立保育園全体のコスト比較表をつくらせていただいております。こちらは全体計画の23年9月からつくられてるものなんですけども、こちらは25年度を基準としているもので、その比較はできてございます。平成25年度、そして民営化が終了します32年度までのところで、この資料7にありますとおり、累計としまして5億564万円ほど削減できるというような状況になってございます。

---

○幸野委員　子ども施設整備担当課長、質問をちゃんと聞いて、都合のいい数字を言っちゃだめですよ。今の28年度当初予算というのはあるんだけど、これはまだ流動的ですから確定してないというのはあるんだけど、昨年度末までに、まず全体計画が掲げた削減の目標額は幾らかという質問をしたんです。実績額は今言われたようにこの資料7に出てくるんだけど、全体計画が掲げた目標とそれを比較してどうなるのかということとその後お伺いするんだけど、削減目標額というのを子ども施設整備担当課長は把握されていないんですか。

---

○岡田子ども施設整備担当課長 質問の趣旨を理解できずに、申しわけありませんでした。

この全体計画では1園当たり8,300万円が削減できるというような計画になってございました。その1園といいますが平成26年にひかり保育園を1園やっています。それが1年分ということで8,300万円です。そして27年度も同様にひかり保育園の削減額が当然に積み重なっていきます。そして28年度、今年度になりますけれどもひよし保育園ということになりますので、その26年度と27年度を足しますと1億6,600万円の削減ができていてしかるべきだという計画になってございます。

○幸野委員 そういうことだよ。1億6,600万円ですから、その財源を先ほどの子ども施設整備担当課長や子ども家庭部長、副市長の答弁に照らせば新しい保育園の誘致に、あるいは国分寺市の財政が厳しいから財政の補填に使うという算段でこの全体計画をつくったんだよ。ところが、この資料7を見ればもう一目瞭然なんですけれども平成27年度の削減額の累計は1,500万円だと、10分の1以下だよ。これが民営化の実態ですよ。皆さん方が今前で答弁されていたようにこの1,500万円削減のこのお金で保育園はつくれるんですか。誰か責任ある答弁をしてください。

○根本子ども家庭部長 資料に出したとおりの数字が今出てますけれども、単年度比較で保育園をつくっていくということではないと考えています。トータルで今後将来財源が削減されるであろうという見込みもありますので、そういうものを全てあわせて事業というのは進めていくと認識しておりますので、今後の削減額を生かして、先行投資というわけではないですけども、そういうことで事業を進めていくと考えています。

○幸野委員 全体計画そのものが単年度の計画じゃありませんから、おっしゃることはよくわかるんだけど、でも、実際全体計画で民設民営の保育園を誘致しようと言ったのは平成26年度までなんです。さっき言ったように26年度に待機児童を解消するという話だから、その後の話なんか全然実は想定してないんですよ。27年度までの保育園の財源をこの民営化で確保しようというのがこの全体計画でしょう。ところが今の時点では全くそういう財源というのは生み出せていないわけです。今後生み出せるのかという話になってくるんだけど、じゃあ、ちょっと話を進めて28年度の累計目標額というのは幾らになりますか。

○岡田子ども施設整備担当課長 今御議論いただいているこちらのコスト比較の表、資料7に基づいてお話しさせていただけますけれども、平成28年度につきましては25年度と比較をすると削減額につきましては、3,743万円と少しふえていると、累計額としましては2,242万4,000円ということになってございます。

○幸野委員 今子ども施設整備担当課長が答弁していただいたように削減額の累計は昨年度末までは1,500万円の黒字というか削減額になってたんだけど、今年度の当初予算で見ると2,242万円ふえちゃってるという話ですね、民営化によってコストがふえちゃってる話ですね。そういう表だよ。これは、いいですか。

削減目標額というのは先ほどあったように1園当たり8,300万円ですから、平成27年度までは掛ける2なんですけど、28年度にはひよし保育園が民設民営化されてますから、それもプラスになってさらに掛ける2になるんですよ。8,300万円掛ける4ですから3億3,200万円、本当であればこの全体計画に照らせば減らせるはずだったと。ところが2,242万円もコストがふえちゃってるというのが今のこの民営化の現状です。いや、単年度で見ればとかっていう話を先ほど子ども家庭部長はされてましたけど、今の時点では逆に悪化してるんですよ、財政を悪化させる要因になってるという事実を皆さん方は認識されてるのかという問題なんです。今後どうなっていくかっていうことだってわ

かんないでしょう、これ、毎年度こうなってる状況で言えば。長期的に見てこれは必ず削減できるって言えるんですか。

---

○岡田子ども施設整備担当課長 平成27年度はこの表を見ていただくとおりで、網かけしているところは前回つくらせていただいた表から、今回については27年度の決算額がもうできましたのでその数字に置きかえているということになります。そして前回出している表と比較すると、そのときの額から決算の額というのは当然のことながら確定しまして、かなり削減できているというようなことになっています。28年度以降についても当初予算額、そして29年度以降については推計額ということでやらせていただいていますけれども、こちらについても決算の額がどのようになっていくかというようなことに当然の結果としてはなっていくと考えておりますけれども、見ていただくとおりで人件費についてが大きなところでございまして、その額はこのように減っていくであろうと推測しているところでございます。

---

○幸野委員 間違いなく減っていくと言えますか。いわゆる民営化によってこの表が、毎年私は確認していくけど、ローリングして、今のこの状況の中で、平成32年度までに累計が5億500万円とこの表はなってるんだけど、確実に減っていくと言えますか。なかなか子ども施設整備担当課長は多分そこまで答弁できないと思いますから、具体的に、じゃあ、昨年度の決算の数値が大分変わってますから、予算現額と比較して、その中身をお伺いしていきたいと思うんですが、人件費は27年度の予算現額は7億5,083万3,000円だったんですが、7億1,992万円ということで3,000万円ちょっと予算に比べて決算額は少なくなっているんですが、この要因について教えていただけますか。

---

○本多子ども子育て事業課長 嘱託職員が欠員というところと、産休育休の方が多かったというところが要因にあるかと思えます。

---

○幸野委員 それは数字を把握されてますか、予算額と決算額の比較、何人ぐらい嘱託職員が欠員になったのか。それから、産休育休の職員が出てるということであれば臨時職員が配置されなきゃいけないと思うんだけど、それはどういう配置になっているのか。

---

○尾澤委員長 すぐ出ないですか。

---

○本多子ども子育て事業課長 詳細をすぐというのは難しいので、お調べしてもよろしいでしょうか。

---

○幸野委員 調べていただきたいと思えます。先ほど、子ども施設整備担当課長が予算額と決算額を削減されたとおっしゃっているんだけど、その一番大きな人件費のところは今言ったような状況です。本当だったら嘱託職員を配置しなきゃならないという人員配置計画になっているのに欠員になってると、保育士が確保できなくて。多分、育休産休に対する臨時職員自体も配置できないという状況なんでしょう。そういうこともあって予算と決算の額では一律保育園の決算額というのは少なくなっているんだらうと思うんだけど、保育士不足は本当に深刻だということのあらわれなんだよね。そういうことでかろうじて1,500万円の累計の削減額になっているという話で、そこは本当に裏返しの話だから、保育士を確保するために給料も上げなきゃならないし、待遇だって改善しなきゃならないっていう今の全体的な流れにまさに逆行するような事態にここはなっちゃってるということですよ。そういう矛盾の上で成り立って1,500万円やっコストが減ってますと、結果的に嘱託職員の方が欠員になってたり、育休産休をとられた方の

カバーに臨時職員が配置されないということになれば誰に負担が行くんですか。今働いている正規職員、嘱託職員の方々じゃないですか。ひいてはそれが保育している子どもたちに影響が行くんですよ、人が足りない、忙しい、ほかのクラスの子どもの見なきゃならない、あるいは朝夕も正規職員、嘱託職員の常勤の方々が見なきゃならないとかそういう事態になってるということでしょう、現実問題としたら。それを皆さん方が引き起こしてるんだよ、そういう認識があるのかという問題なんですよ。そんなことでコスト削減だなんて言える状況じゃないと思います。

後でちょっとそれは調べていただきたいと思います。あと上から2段目の保育に要する経費も大分、2,900万円ぐらい下がってたりとかしてるんですが、それについてはどんな要因でしょうか、予算と決算の額の差額の要因は何でしょうか。

---

○本多子ども子育て事業課長 市立保育園の保育事務事業に関する内容で、臨時職員に関して応募がなかったという不用額が発生……。

---

○根本子ども家庭部長 済みません、この保育に要する経費の差なんですけども、臨時職員の賃金は当初予算でフルで計上しております。それで不用額が出たということです。あとは給食単価、給食の食材費の単価が見積もり時よりも低くなったということで不用額が出たと、その差額がこの結果になっています。主な差額の要因はその2つということです。

賃金がマイナス2,200万円です。需用費の食材の購入単価の減が約660万円のマイナス、不用額ということです。

---

○幸野委員 なるほど、食材費については今年度はかなり高騰してるから、多分そうはならないよね。人件費のほうは臨時職員、不用額っていろいろ考え方はあるんだけど、先ほど子ども子育て事業課長は募集して応募がなかったとおっしゃっていますが、それも多分あるんでしょう。子ども家庭部長の答弁はちょっとおかしな答弁だったね、フルに計上したと言ってたんだけど、ゼロベースでやってるんでしょう。ゼロベースで予算は計上してるんだよね。フルで計上するなんていう話はないでしょう、市長、ゼロベースでフル計上なんてあり得るんですか。

---

○根本子ども家庭部長 ゼロベースではありますけれども、これは職員の勤務状況、要するに1日7時間45分働きます。その間と、あとは保育園の開園時間、この差を全てトータルして積み上げたものがこの臨時職員賃金です。あとは職員が休暇をとる、週休の振替をすとかそういったものの全てをカウントして計上しておりますので、それがフルということでもあります。必要のない予算は計上しておりませんが、その中で例えば職員が、職員の勤務とローテーションの中でクリアできる場合がありますので、そこで不用額が出てくると、これは毎年同じことをやっておりますので、ここは決して過剰な予算を計上しているとは認識しておりません。

---

○幸野委員 ゼロベースの話は別に本題じゃないからどうでもいいんだけど、どっちにしても先ほどの前段にあったように嘱託職員が欠員してたりとか、産休育休のかわりというのは臨時職員が対応しなきゃならないですから、そこが確保できない状況もあるわけでしょう、現実問題としては。そんなことないんですか、先ほどそういう答弁されましたよね。

---

○根本子ども家庭部長 確かに試験をやって嘱託職員が受験しなかったという時期もあります。それで配置ができないときがあります。そういったときには臨時職員をきっちり配置しておりますので、保育園運営の中で保育士が足りないということは一切ないと、そういう状況であります。

○幸野委員 法的な最低基準の配置はされてるだろうということ自体を別に私が言ってるわけじゃなくて、現実問題、定員、定数がある中で、それに対してきちんと対応できてるのかという点でいくと、先ほどの予算現額と決算額の差で人件費がこれだけ差が出てるといことでは、臨時職員で対応されてるといことはあるのかもしれないけれども、本来あるべき姿じゃないよね。大体臨時職員だって不用額も出てるし、嘱託職員の額だって減ってるということになれば、職員をもともと配置するはずの人数が配置されてないんじゃないのかということになるよね、幾ら正規職員でカバーしたって。正規職員が、だって7時間45分以上の部分でローテーションでやったとかという話を言ってますけど、それだったらそれは超過勤務の残業代なり何なりに出てきてプラスされるわけなんだから、人件費だって、それも含めて全部人件費が下がってる、臨時職員の賃金も不用額が出てるといことになれば、明らかにもともと予算で立てていた配置からは後退してるということ以外にないですよ、ゼロベースで考えるならば、と私はここで言っておきたいと思います。

平成28年度までの数字というのを今指摘させていただきましたけれども、じゃあ、今後どうなるのかということをお伺いしたいんですが、27年度までは決算額で28年度は当初予算になってますけれども、今年度も、これはこの表に関係しないのかもしれないんですけど、病児病後時保育のキャリアアップ補助金というのを組みましたよね。それから公定価格というのは今年度は多分変わってないので、そんなに変わることはないのかもしれないです。しかし、じゃあ、来年度以降どうなってくるのかということはあるのかなと思うんです。今年度はICTの補助金が今回の報告で出てます。ICTの補助金は民営園でしょう、多分民営園になってるんだと思うんだけど、一定、市も4分の1負担して、民営にかかる負担がふえてくるわけです。それだとか、それから今私はこれに力を入れて言ってますけど家賃補助の問題、国と東京都が保育士を確保するための緊急対策として打ち出している家賃補助についても、私は絶対やらなきゃいけないと思ってますし、やらないなんていう判断はないと思ってるんだけど、もしやるということになれば、いかに早くやるべきかと思ってるんだけど、それをやったときにも市の負担が8分の1発生することになるだろうと。さらに一億総活躍と国は言ってます、一律保育士の賃金を6,000円かな、月額6,000円、年間7万2,000円引き上げると打ち出してるよね。その数字というのは29年度以降の数字に入ってますか。

---

○岡田子ども施設整備担当課長 この資料7のつくりについて少しだけお話しさせていただきたいと存じます。当然表題にあるとおりでございまして、民営化に伴うコスト比較というようなことをこちらの内容とさせていただいているところです。したがって、平成28年度、今年度につきましてはひよし保育園、29年度につきましてはほんだ保育園、31年度についてはもとまち保育園、32年度についてはしんまち保育園が民設民営化したらその負担がどうなるかというような表になってございまして、歳出の上から5つ目のところ、保育所入所児委託に要する経費（民設民営化対象園）ということになりますので、先ほど申し上げたひよし保育園からしんまち保育園まで民営化したら、28年度からこれだけ市の負担がふえてくるというようなことを想定しているところです。少しお話が長くなりましたけれども、幸野委員がおっしゃっていただいているICTの関係、それと宿舍の借り上げについては想定しておりませんので、ここには含まれてはないということになります。

---

○幸野委員 そうすると、結局、来年度以降保育士を確保するということで、先ほど言ったように保育単価、公定価格が1人当たり一律6,000円上がると、これに市の負担が幾らかというのは私はあれなんだけど、例えば4分の1とか8分の1だとしても、公定価格だからそうじゃないね、もっとだね、半分以上は多分市の負担になるでしょう。それがプラスされていくと、民営園に対しての委託料の中に入ってくるわけだね。それプラス家賃補助だとかICTだとかそれ以外にもいろいろさまざまな民営園の保育士を確保するための施策、誘致するための施策等々というのがかかってくるわけだね。誘致は別か、民営化とは違うから。

そうなってくると、この5億564万円が32年度までに削減できる要素というのは、私はどんどん圧縮されていく

だろうと考えるんだけれども、そういう理解でいいのか。それ以外の、例えば市立の保育園の負担が逆にふえるとかなんかそんなことは多分ないと思うんで、一般的に今後を見通したときに考えると、むしろ民営化するコストメリットというのはどんどん縮小していきだらうと私は考えているんですけども、子ども施設整備担当課長の見解、担当者の見解をお伺いして一旦終わりたいと思います。

---

○岡田子ども施設整備担当課長　今幸野委員がお話しいただいたとおり、民設民営化に限らず保育園にかかわるお金というのはふえていくであろうと考えております。それで、このコストの比較で考えますと、あとは歳出の部分の私たちの公設公営の全園の人員費がどうなっていくか、それと今お話の前段の保育園に対する歳出は一方でふえていくというようなことがありますので、その兼ね合いになるのかなと、この5億564万円というのはその兼ね合いで動いていくのかなと考えております。

---

○幸野委員　今、子ども施設整備担当課長はいみじくも人員費がどうなるのかと言ったんだけど、人員費が減っていくということは保育士をどんどん手放してくということだからね、今のこの御時世で。余り軽々にそういうことを、コスト削減の柱になっちゃってるからしょうがないのかもしれないけど、言わないほうがいいんじゃないかと私は思うんだよ、本当に保育士が不足してる中で。

保育士の問題はまた後でお伺いしますが、どちらにしても民営化するコストメリットというのは今後もどんどん減っていくんです。むしろこの数字だけ見ると、逆にふえていく可能性は十分にあり得る状況に今なってるだろうと考えるので、その点でも全体計画のコスト削減目標額と照らしても全く状況は、事態は変わってるだろうということだけ言って、とりあえず終わりたいと思います。後でまたお伺いしたいと思います。

---

○木島委員　この表はなかなか分析が難しいなというか、正直ちょっと見てて、多分に振れ幅が今後も起こり得る要素があって、今の幸野委員の御指摘や御懸念とかも、もっともな部分もあるし、単純に平成32年度にきっちりこの数字になってるとは私も思えないし、多少期待含みなところも一部なきにしもあらずかなと思います。ただ一方で人員費にかかわる部分の、今国を挙げての取り組みになってますから、一定程度これは国、また東京都、基礎的自治体の市も応分の保育士の確保という部分で費用というか人員費を見ていかなきゃいけないというのは当然のことだと思います。ただ私自身は一方で、今後恐らくこういうことも起こり得るんだらうと思うのは、例えば日吉保育園の昨年の事例で言えば、相当な築年数が経過してる園舎を無償で譲渡したと。私もあの議案のときに再三にわたって確認したんですけども、当然引き受けていただく事業者の方はそういった背景とか、過去に日吉保育園の当時の園舎がどういった更新の経歴というか、直近でいつ大規模な修繕をやったとか、耐震の状況とかそういったことも踏まえた上でああいう形で議決に至ったわけですけども、当然あそこも建てかえをどうやら前提に今後されるようすし、そういったことがあのまま国分寺市で維持していけば、社会通念上、耐用年数等も考えれば当然に国分寺市がそういった部分で事業費として多額の計上をしなければいけなかったということも含めれば、必ずそういった部分は出てきたでしょう。

だからそういったことも考えれば、私はそういったことも含めてこの取り組みに賛成の立場であるというか、そういう思いなので、何か答弁を求めるといってもあれなんですけども、幸野委員とはそこが若干違ってそういう観点もあるんです。特に今回のほんだ保育園もそうなんですけども、今までの民設民営の園とは違って、財産の無償譲渡という性格というか、こういったことも私は非常にそういった財政的な部分でも将来的に削減の効果というか意義があり、今後しばらくこの保育のニーズというのは当然ふえ続けることはもう間違いないと思います。そういった部分で対応していくためには、私はバランスのとれたやり方というか、市にとっても、子ども家庭部長や副市長から答弁がもう出ていて、私も同じ見解ですので、国分寺市としては両方見ていく立場なんだろうと思います。

一般質問でも基金のことに最後触れさせていただいて、確かに数値上は国分寺市は改善はしてるにせよ、まだまだ26市の中で見れば基金の財源が20位台であることは間違いないんです。そういった意味では、本当にちょっとしたことでなくなってしまうとか、そういうリスクがまだまだあるんだろうなというのが今の立ち位置だと思うので、ぜひそういった観点からもこういった取り組み、細かいことは私も実は何点か確認したいことがこの後あるので、総体的にはそういう見解を持ってるということだけ、ここでは意見として言わせていただきます。

---

○尾澤委員長　それでは、一定時間たちましたので10分程度休憩いたします。

午前10時44分休憩

午前11時00分再開

---

○尾澤委員長　それでは、委員会を再開いたします。

では、この議案に関しましてその他質疑のある方は挙手にてお願いいたします。

---

○秋本委員　第3回定例会の当委員会の中で定員変更による面積要件を確保するための壁の移動の工事についての御説明があったと思うんですけれども、保護者説明会でも12月下旬から翌年の1月の土日にかけて工事を行う旨の御説明をされていますが、その後の工事の日程などがお決まりで、保護者への御案内などされておられましたら教えてください。

---

○岡田子ども施設整備担当課長　ほんだ保育園の定員変更に伴いましての壁を少し動かすというような工事を予定しております。その日程については、今のところ12月23、24、25日の連休のところを予定しているところですが、まだ入札などの手続きが完了していないがために保護者への説明というようなことにまでは至っていない状況になります。

---

○秋本委員　決まりましたらスムーズに保護者への御案内をお願いしたいと思うんですが、また工事前ということなので確認させていただきたいと思いますが、1歳児の保育室の工事で壁の位置がずれてL字型が深くなる形になるというお話でしたので、角ができるということで、そこらあたりが保育士の目線から死角になるような、ちょっと安全面の件で問題になるようなことがないかだけ御確認したか教えてください。

---

○岡田子ども施設整備担当課長　壁を動かしますので、今お話しいただいたように1歳の部屋のL字のところの範囲が若干広がるというようなことになります。しかしながら、これについても現在のほんだ保育園の職員、それとあと引き継ぎをしていただく菊美会の職員も確認していただいて、特段保育に影響があるというような状況ではないと考えております。

---

○秋本委員　ありがとうございます。工事後、実際にできたところで、また確認をお願いしたいと思います。

それで、この壁の工事を終えた上で譲渡されて民営化という御予定を取りつけていらっしゃるわけなんですけれども、施設の整備だけではなくて保育の質がきちんと保たれていることが重要と考えております。民営化まで残り4か月を切ってるところなので、今の引き継ぎの状況などについて伺ってもよろしいでしょうか。

---

○岡田子ども施設整備担当課長　引き継ぎにつきましては、ことし4月から開始させていただいて、今現在もやらせていただいて順調に引き継ぎが行われているという報告が上がってきております。そうしまして、これから年が明けまして1月、2月、3月になりますと実際に保育に入っていただくということで、合同保育というより子どもたちを引き継ぐための準備となる期間がやってみあります。そこについては、これまで引き継ぎをいろいろさせていただいていますけれども、実際のお子さんたちを一人一人丁寧に慎重に引き継ぐという作業を今後しっかりと進めていきたいと思っております。

---

○秋本委員　最後まで市が責任を持って保育を引き継がれることを見守っていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

---

○木島委員　引き継ぎにかかわることなんですけども、基本協定書の中の7条に記載がある「別に締結する保育の引継ぎに関する委託契約書に基づき行う」と、これっていうのは現時点でどういう状況になってるのかっていうのはわかりますか。そもそもこの委託契約書というのは、前の日吉保育園のときも同じ文言が入ってるんですが、文教子ども委員会としてこれって見ているものでしたっけ、資料として。ごめんなさい、私がちょっと記憶が定かじゃないので御説明をお願いします。

---

○岡田子ども施設整備担当課長　この委託契約書につきましては、今御案内のとおり平成28年4月から今年度引き継ぎを1年間させていただくそのことの契約書になります。この契約については業務委託契約ということで、平成28年4月1日から29年3月31日までということで計上させていただいて、契約を締結させていただいているところです。この内容につきまして、そして契約書そのものについて、文教子ども委員会でお示ししているというようなことはこれまでございません。

---

○木島委員　承知しました。では、引き継ぎにかかわることっていうのは大変重要な内容だと私は思います。日吉保育園のときもこのあたりがスムーズにしっかりといってるのかどうか、また実際に日吉保育園は日吉保育園でその後もう時間は経過してますけど、しっかり保護者の方等が御理解、御納得いただいているのか等、しっかりそのあたりも聞き取りはしていただいている経過は知ってるんですけども、このあたりの約束事がどうなっているのかということについて、情報として提供していただく必要があるんだろうと思っておりますので、すぐこれは出していただけますね、一応審査の参考にさせていただきたいということで、この場になって申しわけないんですが、一応資料請求をお願いします。

---

○岡田子ども施設整備担当課長　今お話をいただきました委託契約書について、すぐ御用意させていただきます。

---

○星委員　資料8のほんだ保育園の職員配置についてを参照させていただきながら、私は現在のほんだ保育園とか職員の皆さんの状況について幾つか質問させていただきます。それで28年度の保育士、栄養士、調理員といった職種の雇用形態がありますが、いろいろお聞きしたいことがあるんですが、保育士だけに絞ると正規職員が12名で嘱託職員が8人いますが、正規職員と嘱託職員ではどういった点で仕事内容が一緒で、またどういった点は雇用形態によって仕事の内容が違っているのかという、このあたりを教えていただきたいんですが。

---

○本多子ども子育て事業課長　保育園において正規職員と嘱託職員の仕事の違いというところでよろしいでしょうか。内容によっては一緒に保育しておりますので、同じ仕事をされてるということもありますし、正規職員と嘱託職

員の違いというところで、事務の内容ですとか保育の内容とかで分担されてるというのが現状でありまして、一緒にやってるものもあればという、ちょっとわかりづらくて済みません。

メインとサブと担任を受け持つときにペアで組んでいたりいたしますけれども、そのときにリーダーとして正規職員の方が動かれて、そのサブという形で嘱託職員というような違いでは動いております。

---

○星委員 嘱託職員の方たちも担任を持つんですか。

---

○本多子ども子育て事業課長 ゼロ歳児クラスから5歳児クラスまで各クラスにまず正規職員の担当、そして嘱託職員の方も担当としてついて、ペアで担当しているという現状がございます。

---

○星委員 済みません。私の聞き方が抽象的なもので、どんな違いがあるのかなと、嘱託職員の人たちは有期雇用であり、給与も正規職員と比べると低く設定されているというところもあるので、そうした雇用形態、賃金、労働条件の中でどういった違いがあり、どういった違いがないのかなというところを確認したかったんですが、私の聞き方が抽象的なので、またこの点は後で質問させていただきます。それでは、正規職員の方についてお聞きしたいんですけども、ほんだ保育園、今現在12人いらっしゃるということで、こういったほんだ保育園の民営化の問題、それから平成32年には直営保育園はこくぶんじ保育園のみということになりますが、正規職員の皆さんのこういった民営化に対する受けとめ方というのはどういったものがあるのでしょうか。

---

○岡田子ども施設整備担当課長 ほんだ保育園の正規職員の保育士の、私が今かかわっている中で感じているようなことを少し述べさせていただきたいと思っております。それで引き継ぎの際にもいろいろな保育士とお話をさせていただいたり、また私は人事考課については課長職としてほんだ保育園を担当させていただいています。その際に期初面談、そして目標をどのように掲げていくか、その中でほとんどの職員が保育園を民営化に伴ってしっかりと引き継いでいく、これを円滑に行っていくというようなことを皆さん、目標に掲げていただいております。それで今も引き継ぎを毎日のように行っていますけれども、皆さん、民営化をする以上、一生懸命しっかりと引き継ごうというような思いでやっていただいていると、このように思っています。

---

○星委員 子どもたちというものがありますね、実際に毎日見ている。その子たちをしっかりと次の法人の方々に引き継いでいくという意味で、本当にそのように仕事をされるんだろうなと思ひまして、今の子ども施設整備担当課長の御答弁をお聞きしていました。と同時に、民営化によって自分たちの働く場所が1園になっていくということ自体について、正規職員の方に受けとめ方なんかをお聞きしたことはございますか。

---

○根本子ども家庭部長 これはこの全体計画を策定時にさまざまな職員との話し合いといったものがありました。確かに中には民営化じゃなくて直営がいいという職員もいましたけれども、今ではほとんどの職員が今この全体計画、この施策について理解をいただいている状況があります。将来的に平成32年度にしんまち保育園の民営化ということになってますけれども、そのときの職員配置はどうなるんだと、そういう御心配をいただいている職員もいますけれども、それは我々として、保育士の経験を生かした新たな職場というものが子ども家庭部内にたくさんありますので、そういったところをこれから紹介しながら一人一人の職員と向き合っていきたいと考えています。

---

○星委員 それで今御答弁いただいたことなんですけれども、職員配置はどうなるのかという心配を持っている方もいらっしゃるということで、そこはいろいろ相談しながら行っていくということですが、市の計画ですけれども、平成

23年9月に出示された保育サービスの整備・運営及び提供体制に関する全体計画では、平成32年度においてはこくぶんじ保育園、直営の保育所は正規職員となることを基本とした計画としますが、この意味は、こくぶんじ保育園は全員正規職員で運営するということが今の計画ということは読み取れるんですけども、今正規職員として働いている皆さん、職種で言うと保育士、栄養士、調理員がいますが、この今保育園に携わっている方は全員こくぶんじ保育園に行くという予定なんですか。それとも今の子ども家庭部長の御答弁だとちょっと違うようなこともあるのかなと思いましたが、その辺はどのような計画なんでしょうか。

---

○根本子ども家庭部長 最終的にこくぶんじ保育園が1園残るということですが、ここは正規職員率を100%にするというのが考え方の基本であります。その中で今後職員の退職とかそういったものがありますけれども、そのときに必要以上の配置というのは考えていません。クラス担当等について基本的なところでは、例えばゼロ歳であれば3対1とかそういったところを守りつつ、あとはローテーションとかフリーの保育士、そこら辺は配置しますけれども、それで人数が多くなった場合には、例えば子ども家庭支援センターとか、こどもの発達センターつくしんぼといったところで今までの保育士の経験を生かせる職場がありますので、そちらに移っていただく、あとは児童館、学童保育所といったところでも保育士の需要がありますので、そちらで働いていただくことも今後全体の中で、保育士の職員の中でどういった配置をするかというのは今後の計画をつくっていかねばいけないと思っています。

---

○星委員 わかりました。その御答弁をいただいて感じるのは、今保育園で働いている保育士も、保育士という経験を生かした職種には異動するけれども、保育園という職場を離れる可能性も、退職によってですがあるという御答弁だと思ったんですけども、そうすると今保育士不足が社会的な問題となっている中で、せっかく保育士として保育園で働いている方が保育の現場を離れるというのは、これは今の深刻な保育士不足の中では極めて深刻な課題であると考えたところです。

それでもう一点お聞きしたいんですけども、平成32年度のことなので何年かのことなんですけども、年齢構成と、今のところの予定ですけども、大体今の定年退職の方が発生するというようなことでいくと、こくぶんじ保育園の年齢構成はどんな感じになることが、例えば子どもたちと一緒に体を動かすような若い保育士も必要ですし、経験豊かなベテラン、中堅の保育士も必要だと、そういう構成のバランスというものが子どもに接する上で大事だと思うんですけども、今のところの見積もりというか、どんな予定になるとお考えでしょうか。

---

○根本子ども家庭部長 最終的にこくぶんじ保育園に正規職員が全部集まるということになれば、保育士は確かに年齢は高くなります。今実際保育士を採用しておりませんので、年齢構成としてはほかの園よりも高い、経験豊富な保育士がそろると、そうなると思っています。

---

○星委員 ありがとうございます。あと嘱託職員の関係で何点かお聞きしたいんですけども、まずさっき正規職員の皆さんの受けとめ方というのをお聞きしましたが、こくぶんじ保育園は全員正規職員で対応するというので、今働いていらっしゃる嘱託職員は保育職場にはいなくなるということなんですけども、嘱託職員の皆さんの民営化に関する受けとめ方というのをお聞きしたことがございますでしょうか。

---

○本多子ども子育て事業課長 嘱託職員の皆さんにつきましては、私がお一人ずつお話を聞かせていただいております。現状を受けとめていただいている方、または今は嘱託職員だけれども正規職員になりたいという希望の方もありますし、それぞれ個人によって思いはさまざまでございます。これからのことについて心配されている方もいらっしゃる

やいますので、そういう方々にこれから新しくできる民営化の保育園ですとか最新の情報をお知らせするというところで、連絡をとれるようにしております。

---

○星委員 済みません。そのところをお聞きしたかったんですけども、例えば保育士の任期満了者は3人出るということで、去年の日吉保育園の場合は子ども施設整備担当課長の答弁で嘱託職員に新しい法人への、言葉は悪いんですけど、移行じゃないですけども、転職と言うんですか、それを一人一人当たられたということをお聞きしたもので、ことしも任期満了の方があって、せっかく保育士として働いている方で、保育士不足の中で国分寺市にきちんと残って働き続けていただくというのは必要なことだと思うんですけども、もしそういうことを去年の日吉保育園のときのようにされているのであれば、具体的にその状況を教えていただけないでしょうか。

---

○岡田子ども施設整備担当課長 今星委員がおっしゃっていただいたとおりでございます、日吉保育園と同様の対応をとらせていただいております。具体的に申しますと、私が保育園に赴きまして、任期が満了するような先生方、任期付きの先生もいらっしゃいましたので、一人一人にお会いさせていただきました、ほんだ保育園を受け継いでいただく菊美会、それとあと来年4月にも保育園が3カ所国分寺市内で開所します。そのような状況もお話しさせていただいて、個別の問い合わせ先とかも全てペーパーにまとめまして、一人一人に御説明させていただいて、ぜひ国分寺市の子どもたちのためにこれからも活躍していただけないだろうか、このようなお話をさせていただいているところです。

また、今ほんだ保育園のお話だけをさせていただきましたけれども、それ以外の嘱託職員もほかの保育園にもいます。そのような方々に対しても、嘱託職員の組合からの要請がありましたので、今と同じようなペーパーを全ての方にお渡しいただけないかというような対応もあわせてさせていただいている状況でございます。

---

○星委員 問い合わせ先ですね、新しくできる保育園や、お知らせされてるということですね。何かこういうことをやっていいのかわからないんですけども、市のほうでプッシュするようなことってというのはできるんですか。例えば菊美会に、この先生はこういう先生ですからぜひなんていうことは、そういうのはされないんですか。問い合わせ先までなんですか、やれること、やっていいことは。

---

○岡田子ども施設整備担当課長 私たちの立場としては平等に皆さんを扱いたいというようなことがありますので、「ぜひこの先生を」みたいな、そういう個別の対応はさせていただいておりません。

---

○星委員 わかりました。あと最後、嘱託職員に対する質問なんですけども、任期満了が3人いらっしゃって、この方たちがどうされるのかわからないんですけども、直営の保育園が減っていくので行く場所が平成32年以前までになくなっていくというのは、これは嘱託職員にとって確実なことであると思うのですが、もとまち保育園、しんまち保育園、こくぶんじ保育園で来年度の保育士の嘱託職員の募集というのは、先ほど幸野委員の質問の中で嘱託職員が欠員の状態で人件費が予算どおりの支出にならなかったというのがありましたけども、行き先という意味で嘱託職員の募集が来年度はあるのでしょうか。

---

○本多子ども子育て事業課長 来年度の募集につきましては、今のところまだ予定はございませんけれども、状況に応じて必要があれば募集いたします。

---

○星委員　まだわからないということで、さまざまな嘱託職員の保育士の皆さんにもあると思うんですけども、あと何年かしか市の保育園で働けないとなると募集にも影響し、それは日々の保育にも影響を与えてしまうのではないのかなという心配もあるということだけ申し上げまして、ちょっとあるんですけども質問は終わらせていただきます。

---

○幸野委員　関連して、資料を出していただきましたので、公設公営保育園の保育士数の推移というのをを出していただきました。今星委員が言われた正規職員のことや嘱託職員の方が退職される状況の中で、その方々の意向というのを実現させていくということも非常に大事だし、国分寺市の保育士として働いていただくということはぜひ私からも強くお願いしておきたいと思うんですけども、資料8と見比べていたんですが、嘱託職員の方、ほんだ保育園の方は8人いらっしゃるうちの平成29年度に3人が任期満了だということ、5年あるいは10年、15年という形なんだろうと思うんですけども3人いらっしゃる。他園に異動する方も5人いらっしゃるということで、そういう意味でいえば先ほどの議論にあったように定員が、嘱託職員が欠員になってるようなところに異動されるのかなって勝手に認識してるんですけど、一方で追加で出していただいた資料を見ると嘱託職員の減数が14人という形なんです。ほんだ保育園は任期満了が3名だと思うんですけども、それ以外に11名、嘱託職員が来年度に退職される予定になってるということですね。

これをまずお伺いしたんですが、その14名、3名は任期満了というのはわかったんですが、その他11名の方も全て任期満了という理解でいいのかだけまず確認したいと思いますが。

---

○本多子ども子育て事業課長　嘱託職員の方で今年度任期満了となる方は10人いらっしゃいます。そのほか、個人の御希望により退職する方がいらっしゃるという内訳です。

---

○幸野委員　よもや何か民営化で人が、もう保育士は要らないから来なくていいよみたいな話はしてないとは思いますが、そんなことはしてないだろうと思うんですけども、そんなことはやっちゃだめだということは改めて言うておきますけど、その上で、10名の方は任期満了、満了といっても5年だけど、しかしそれは制度的なものがありますから、それを差し引いたとしても4名の方が国分寺市の保育士じゃなくなるというこの矛盾だよな。

もう一つお伺いしますが、正規職員の方が3名減になるということなんですけど、この内訳というか、定年退職者の方は何名ですか。

---

○本多子ども子育て事業課長　定年でおやめになる方はお一人です。

---

○幸野委員　残りの2人はどうなるのですか。

---

○本多子ども子育て事業課長　あとの2人の方は御自身の御希望で退職を希望されてるということです。

---

○幸野委員　先ほどから言ってますけど、保育士不足の中で定年退職の方が1名、任期満了の方が10名と11名がある意味では1つの区切りになる方なんだと思うんですが、それ以外の6名の方は満了でない、定年でない段階でやめられると。本当だったらもう何が何でも引きとめる場面だよな、本来であれば、民間であれば、保育士、こういう方たちが、そうはなかなかうまくいなくて離職率なんかもかなり出ちゃってるというのはあるんだけど、現実問題でいえばそういう状況の中で、市としてはそんなことは、引きとめるなんていうことはやってないんだね、きっと。

個人的にやめたいとおっしゃっている方に、いや、国分寺市の保育園でまだ頑張ってもらいたいということは言ってないでしょう。

---

○本多子ども子育て事業課長 御自身の御希望により退職される方、お一人ずつ御事情は伺っておりますけれども、それぞれ今後の、御自身の将来に向けての前向きな希望がありまして、それをかなえたいという方、もしくは御自身の御家庭の事情ですとか、御自身の体調のぐあいですとか事情はさまざまです。お話はよく伺っておりますけれども、それぞれの御意志を尊重したいという気持ちです。それぞれの方がこれからのことをもう決めていらっしゃるかどうかのお話を伺っていますので、そのことを尊重したいと思っております。

---

○幸野委員 いやいや、それはわかるんだけど、みんなどこもそうなんですよ、やめたいという方はみんなそれぞれ希望でいろんな事情があるんだけど、いや、そういう中で保育士がこれだけ不足してるんだから、不足してる中でぜひ国分寺市の保育園のために頑張ってもらいたいと本来であれば言わなきゃならない場面なんですよ、これだけ保育士がいないんだから。

改めて聞きますけど、最新の保育士の有効求人倍率について今把握されていますか。

---

○本多子ども子育て事業課長 申しわけありません、その倍率は調べないとわかりません。

---

○幸野委員 問題だよ、やっぱりそういう認識がないんだろうね。去年実は資料請求してるんですよ。それでは都内では5.39倍という数字で資料を出していただきました。全国ではたしか2.23倍とかだったかな、都内では5.39倍、昨年10月1日時点、すぐ調べてもらえますか。

ことしの4月に5.45倍になってるという、これは内閣府の資料で私は確認してるんですけども、待機児童対策の緊急対策で発表したときには5.45倍だったと。多分さらに高くなってるだろうと思うんですね。そういう問題をやっぱり皆さん方が本当に認識されてるのかどうかっていうことは非常に大事な話なんですよ。だって現実問題17人ですよ、この今の追加資料見れば。全部で17名も、5.何倍とかって言うときに市が手放す、この矛盾というのが理解できてるのかどうかっていうことが問われてるんですよ。子ども子育て事業課長だけじゃなくて、これなんかは本当は副市長もしくは市長にもお伺いしたいですよ。矛盾を感じないんですかね、これだけ保育士不足が深刻だと言われている中で17名も。定年退職の方が1名いらっしゃるから、正規職員の方、それは差し引いてもですよ。嘱託職員の方はお願いすればまた更新してもらえという関係もあって、国分寺市内の民営園にできるかどうかというのは、先ほど説明があったように情報をお伝えするぐらいしかできないわけですよ。現実問題、その保育士たちがどこに行くかといったら、待遇がいいところだとか処遇がいいところっていうのが一番希望が高いですから、アンケート調査なんか見ると、そういうところに行っちゃう可能性もあるだろうと。この矛盾というものを皆さん方はどういうお考えなのか、市長、副市長、いかがですか。

---

○橋本副市長 今回このような形で職員の3名の退職については、民営化による影響というよりは、1名は定年退職ですけど、個々の御事情がありますから、私どものほうは、今担当課長が申したとおりの事情を聞いて御本人の希望があればそこは将来設計、御本人はありますからそこを尊重したということになります。いずれにしても、先ほどお話ししておりますが民設民営については市としてアウトソーシングを進めておりますので、経費の削減と待機児童解消に向けて取り組んでいく結果だと私どもは捉えているということでございます。

---

○尾澤委員長　ほか、この件に関しては関連はございませんか、特に。

（「なし」と発言する者あり）

---

○尾澤委員長　それでは、保留分になってました答弁を先にお願ひしたいと思います。

---

○本多子ども子育て事業課長　平成27年度育児休業を取得していた職員ですけれども、全体で保育士だけですが、12人の方が取得されておりました。欠員につきましては保育士が1人出ておりました。

---

○幸野委員　それで、人件費のところそれが全てということですか。正規職員1名が欠員だと、あ、嘱託職員か、嘱託職員1名欠員ということだよ、さっき言ったのは。（「正規」と発言する者あり）正規職員が1人欠員なの。さっき嘱託職員って言ったけど、その辺は多分はっきり内訳を整理してくれて言ってるんだよ。それで、そのいわゆる代替としてきちんと配置されるのかっていうことも含めてお伺ひしたいんだけど。1段目と2段目は関連してるわけでしょう、臨時職員の話とか。そうだよ。

---

○尾澤委員長　そうしましたら、今のところに関しましてもう一度しっかり精査した上で御答弁をするということで、幸野委員、違うところの項目をお願いします。

---

○幸野委員　それで、もう一つ全体計画の柱として基幹型保育所ってというのが設置されるというかも設置されているんですが、ちょっとその関連でお伺ひしていきたいと思うんですが、基幹型保育所を担っているのが今恋ヶ窪保育園、菊美会ですね。その基幹型保育所を担ってる運営主体が、またそのエリアの民設民営園を担うということに関しての矛盾というのはいないんでしょうか。

---

○岡田子ども施設整備担当課長　今お話の矛盾ということは今のところ想定しておりません。

---

○幸野委員　基幹型保育所システムそのものが果たして、なかなか難しい位置づけというか、非常に新しい取り組みだということもあって、どういうことになっていくのかっていうのは私もちょっとなかなかわからないところがあるんですけど、ただ基幹型保育所はとりあえず3園、中央と西と東という形になって、ある意味ではそこが支援、助言、コーディネート、研修の実施の提供というのをそれぞれの地域のエリアで行っていくというシステムですよ。その中で民営園同士のやりとりになるわけですよ、西と東の地域でいえば、中央地区は公営なんだけれども、民営同士でのやりとりになる中で、その基幹型園と、それからそのエリアに配置されてる園が同じ園ということになると、何かある意味ではそこだけかなりちょっと優遇されるとかじゃないけど、そういうことってというのが逆に思われなかっていうこともあるんですね、ほかの園から。実際やるかどうかってことは別にしても、そういう関係にはならないですかね。それは全く問題ないということでもいいですかね。

---

○岡田子ども施設整備担当課長　今お話しいただきました基幹型保育所というのは、全て公立で行っています。恋ヶ窪保育園につきましても、確かに中身については、社会福祉法人の菊美会をお願いしているところですが、公立の保育園でございます。それで私どもも事務局も参加させていただいて、基幹型保育所のそれぞれのメンバーとともに本当に連携を図りながら一緒にやっているというのが状況でございます、今少し御心配いただいているような、例えば恋ヶ窪保育園が基幹型保育所であるがために、ほんだ保育園にほかの園と違うことが起こらないのかっていうような御心配だと思いますけれども、このようなことは考えておりません。むしろほかの園からお話が合ったと

ころなんですけれども、恋ヶ窪保育園がほんだ保育園をもう一園やっていただけるということでより一層、連携が深まっていて全体の向上につながるのではないかと、ほかの保育園からこのような声はいただいているところですが、そのような状況になってございます。

---

○幸野委員 わかりました。そこは今後どうなっていくのかわからないんですけど、一つ今まで多分全体計画でも想定してなかった事態だと思いますので、そこだけちょっと確認だけさせていただきます。

もう一つ、その基幹型保育所は担当の職員を置いていただいていますよね、3園ともという形で。多分ベテランの方を今入れているのかな、それはどうなりますか。今回、菊美会は恋ヶ窪保育園を、またほんだ保育園もとりますけど、それは変わらないですかね、基幹型保育所の担当者というのは。

---

○岡田子ども施設整備担当課長 基幹型保育所の担当というのを3つの保育園でそれぞれ2名ずつ置かせていただいています。毎年異動はありますが、ただそのうちの1人だけは、継続性が当然重要でございますので必ず残していただきたいというようなことを行っていますが、来年度もお1人は異動するであろうと、このように思っております。

---

○幸野委員 それはほんだ保育園に異動されるということもあり得るということですか。そうだよ。そんな別に隠すような話じゃないから、基幹型保育所の中身そのもの自体をちょっと広げていきたいという思いでやられてるんだと思うので、そんなに問題になるのかなってというのは私も思っているんだけど、ちょっと例外というか想定外な事態なのかなって思っています。その辺、ちょっと問題にならないように対応する必要があるだろうなということだけはちょっと言っておきたいと思います。

もう一つ、全体計画の中では、実は26年度までの計画だからそれぞれの基幹型園のエリアの民設民営園の数とかというのは決まってるんだよね、全体計画で書いてあるんですよ。ただ現実にはもうこんなレベルじゃなくてどんどんふえちゃってるわけじゃないですか。そういう中でこの間、この基幹型保育所の問題についての質疑というのは余りしてこなかったんだけど、保育の基本構想が掲げる役割というものを全ての園に届け切ることになってるんだけど、研修会なり何なりでもう実施しているさまざまな取り組みに関して全ての園がきちんと御参加いただいていると理解しているのかどうか。いろいろ独立した苦情解決のシステムの構築をすとか、保育所職員、保育所の自己評価とかその検証をすとか、虐待への対応とか、障害児保育とか、子どもの保育の充実だとかいろいろ掲げてますよね。この辺に関して、園がすごいふえてる状況の中で全ての園にきちんと行き届いてこの基幹型保育所の役割というのが果たされているのかどうかということについての皆さんの見解をちょっとお伺いしたいと思うんですが、いかがでしょうか。

---

○岡田子ども施設整備担当課長 この基幹型保育所システムの事業というのは数多くございます。30余りの事業を行っております。その中で、例えば保育士の連絡会、看護師の連絡会、栄養士連絡会、それとあと学校訪問、このようなことについては全ての保育園が参加していただいているというようなこととなります。また、当然のことながら心理相談員の先生が各保育園に相談に向くというような取り組みについても全ての保育園がやっております。

ただ研修につきまして、これは昨年度は11回研修を行っていて、その前の年に比べるとかなり多くの方が出ているというような、数字的にもこれはあらわれてきているところなんですけれども、大きな規模の保育園ですとその法人で独自の研修をしっかりとやっているというようなところもありまして、なかなかこちらの研修に参加

する時間的な余裕もないというようなことから出ただけでないような保育園もあるというようなことがありますので、全ての事業に全ての保育園が参加していただいているというようなわけではありません。

---

○幸野委員 それは多分それぞれの園の独自の方針というのはあるにせよなんだろうと思うんですが、一方で国分寺市としては最低限の保育指針に基づく保育をやっていただくという意味で必要だということでこういう基幹型システムの構築をやられてるわけじゃないですか。独自の皆さんのやり方はあるにせよ、国分寺市としたら基本的にはみんなに参加していただきたいという立場じゃないですか。そういう意味でいくと、これだけちょっと園がふえてる中で、例えば基幹型保育所をふやしたりだとか、あるいはそういう考えというのは何かお持ちなんですか。

---

○岡田子ども施設整備担当課長 今お話しいただいているように来年も保育園がふえていくというようなことになっています。それで私たちが一番頭を悩ませているところは、先ほど少し申し上げました心理相談員の先生の巡回をやっているんですけども、この対応がお一人の先生に今やっていただいているわけですけども、なかなか日数を確保するのが難しいような状況が生まれつつあるのかなと感じているところです。それ以外につきましては、研修などについては対象者が広がったとしてもやるべきことは同じだと思っておりますので、今のところ基幹型保育所3つを4つにするというようなことは考えておりません。

---

○幸野委員 わかりました。ただ全体計画のときは規模がもうかなり変わっているという関係もありますから、それぞれの園が面倒を見るという言い方もおかしいですけど、連携がとれる園というのは限られてくるのかなと思いますので、そういう点でも公立保育園の重要性というのは1つあるのかなと、先ほど公立だと子ども施設整備担当課長もおっしゃっていましたが、今ある公立保育園がそういう役割を担うということも重要なのかなと思います。心理相談員の件については私も初めて聞きましたから何とも言えないですけど、人が少ないようであればきちんと配置しなきゃならないということですから、そこは市長に予算の配分はお願いしたいなと思いますけど、大丈夫かな、何か人が足りないみたいだから。

---

○岡田子ども施設整備担当課長 今1つの例として心理相談員の先生の巡回が、保育園がふえている状況を考えると非常に難しくなってきたというようなことをお話ししました。これについては日数もさることながら時間とかやり方をさまざま工夫させていただいて、来年度以降も実施していきたいと思っております。

---

○幸野委員 抜かりなくぜひやっていただきたいと思います。

---

○木島委員 きょういただいている資料で財産無償譲渡契約書（案）と、この定期借地権設定にかかわる公正証書（案）、これは以前に日吉保育園でも同様の書類というか資料をいただいているんですが、なかなか親しんでないというか、特に公正証書のほうは前回、日吉保育園で基礎的な部分もいろいろ御解説いただいたり、理解をして今回私も審査には臨んでるつもりなんですけど、前回の日吉保育園と今回のほんだ保育園で一部表現が多分変わってるところがあるんだろうと思います。そこをしっかりと御説明いただければありがたいんですけども。

---

○岡田子ども施設整備担当課長 こちらの普通財産無償譲渡契約書（案）、土地に関する事業用定期借地権設定契約公正証書（案）につきましては、11月14日の閉会中の文教子ども委員会でも御提出させていただいてるところです。その提出させていただいたときから変わってございます。そこも含めて少し御説明させていただきたいと思っております。

まず財産の無償譲渡の案につきましても、当然案ということなので大きく内容は変わることはないと思いますけれども、少し文言の修正とかが入るといような可能性はありますので、そこはぜひ御理解いただきたいと思っております。日吉保育園のときと変わったところにつきまして御説明しますと、第1条、譲渡物件の3行目に国分寺市公有財産規則第34条を記載させていただいているところです。これは行政財産から普通財産に切りかえるというのが条件なので、ここは一定こちらを正確に明記したいといようなことから、このようなことを加えさせていただいているところでございます。

そうしまして次の2ページをごらんいただきたいと思っております。こちらの第7条に関しましては前回11月4日の文教子ども委員会の際に木島委員から御指摘いただきまして、それを踏まえて工夫させていただいた内容でございます。こちらについては、それまでは第7条のところで滅失、廃棄、再築というように列挙されている中に大修繕というのがありました。それでこの大修繕というのはどういう規模のものなのかといようなことも明確になっていないといような状況がありましたので、一定整理をさせていただきまして第2項を追加いたしました。「本件建物等を修繕する場合には、事前に甲と協議をしなければならない。ただし、50万円以下の軽微な修繕又は緊急やむを得ないときは、事後の報告で足りる」といようなことを追加させていただきました。これは実態に即して、また建物を譲渡するといようなことになりますので、ここは少し質が違うものであるといようなことからこのよな整理をさせていただいております。

それ以外のところについては別紙とかの関係と日付を除きまして、変わっているところはないといようなことになっております。

事業用定期借地権設定契約公正証書(案)につきましても、先ほど申し上げました修繕のところ、2ページの第8条第2項、こちらは全く同じようにつくりで変えさせていただいているといようなことになります。この点が変わっているところがございます。

---

○木島委員 わかりました。閉会中の委員会でもここは変わっていなかったんですね。閉会中のときは閉会中のときで確認して、特に大きな変更がないということで今回変わってる気配があったので、一応念のため確認させていただきました。そのよな大修繕に関する定義といつか、それがなかなか果たしてどうなんだろうといことでこのよにわかりやすくしていただいたといことで、これでよろしいかと思っております。

一方で、これは日吉保育園のほうはどうなんでしょう、同じよな適用っていうわけにしなくても大丈夫なのかな。ここは整合しておいたほうがいいのかなと思っただんですが、いかがでしょうか。

---

○岡田子ども施設整備担当課長 今お話しいただいたとおり、日吉保育園のときにはそのところがここまで明確にはなっていないといような状況に今現在もなっております。したがって、こちらのほんだ保育園がこのよなことに決まりましたら、ここまで明確にはなっていないところの取り扱いについては、日吉保育園は甲乙双方で協議するといようなことになっていきますので、この取り扱いに準じた扱いをやっていただけないかといようなことで、この第16条の協議事項の双方が協議するといことでお話をさせていただいて、同様な取り扱いをぜひやっていただきたいといようなことをこれからやっていきたいなと考えております。

---

○木島委員 わかりました。とりあえずいいです。

---

○星委員 済みません。今建物と土地の関係が出ましたので関連で質問させていただきます。会派の中でも出たんですが、土地は貸すけれども建物は無償譲渡するといことで、去年の日吉保育園と同じなんですけれども、どちらも市

民の財産で、片方は賃貸借でお金をいただき、もう一つは、建物を譲渡することの要因というか理由はこういった点にあるのでしょうか。

---

○岡田子ども施設整備担当課長　まず、少しお話しさせていただきたいと思いますが、これはなぜこういう経過に至ったかというようなお話になります。これは昨年、27年11月5日の文教子ども委員会でも資料として御提出させていただきました国分寺市立保育所の民営化に伴う施設移管の方向性についてを定めさせていただきました。これにつきましては、民営化を行っていく上で日吉保育園以降、施設を移管するということがありますので、その方向性を定めさせていただくということで市長の決裁をいただいて文教子ども委員会にもお話しさせていただいてるところです。

その中では、今こちらにあるとおりですけれども、土地については西国分寺保育園を今現在お貸ししているというようなこと、あといろいろな他市の状況とかも考えさせていただいて庁内で検討した結果、こちらについては有償でというようなことになってございます。それで建物については老朽化しているというようなこと、あと市の施設維持の管理の負担等を考慮させていただいて、また他の自治体が行っていることも参考にさせていただいて、地方自治法第96条第1項第6号の規定に基づく議会の議決を経た上で無償にて譲渡することを原則とすると、このような市長の方針をいただきまして、それに基づいて庁内の手続を進めさせていただいているところです。土地につきましても、私たちは今のお話のとおりで一定のお金をいただいているところですが、近隣の自治体においては土地すら無償でというようなところもありますが、そこは私たちは法人の負担が過度にならない程度にこのような方針で進めさせていただいているということになります。

---

○星委員　済みません。建物のところでもう一度質問なんですけど、そういう方針のもとで進められてるのはわかったんですが、今おっしゃったのは建物の修繕とかそういう費用をかけないようにするということと、あと何でしたか、ごめんなさい、もう一回、建物を譲渡する理由を2つほどおっしゃっていたと思うんですが、もう一度お願いします。合理的要因というか。

---

○岡田子ども施設整備担当課長　先ほど早口で聞き取れなかったのかもしれませんが、申しわけありません。建物につきましては、老朽化に伴う市の施設維持管理の負担等を考慮する、それが1つで、それともう一つについては他の自治体の例を参考にさせていただいてということになります。

---

○星委員　おっしゃっていたのは市民の財産なんで、老朽化しても、それを無償譲渡というのがどういう要因によることなんだろうと思ったんですけども、そうした御質問に対してはどのようなお答えが出てきますか。この2つで以上ですか。

---

○岡田子ども施設整備担当課長　今申し上げたとおりで、申しわけないです、私、星委員の御質問の趣旨を履き違えていたら大変恐縮なんですけど、建物については老朽化しているとはいえ市の財産であるということには変わりはないというようなお話だと思っておりますが、それを市がずっと維持管理していくというようなことになるというようなことを考えたり、他の自治体が無償譲渡して民営化の法人を募集していく条件にさせていただいているようなことがありますので、そこを一定参考にさせていただいた方針という内容になってございます。

---

○星委員　わかりました。またちょっとあったらまた質問させていただきますが、済みません、これで終わります。

---

○尾澤委員長　それでは、一定時間たちましたので、1時半まで休憩といたします。

午後0時01分休憩

午後1時30分再開

---

○尾澤委員長　それでは、委員会を再開いたします。

では、まず最初に、保留になっている答弁からお願いしたいと思います。

---

○本多子ども子育て事業課長　先ほど質問いただきました求人の倍率についてですけれども、フルタイムとパートとございますが、多摩のエリアではフルタイムが1.91倍、パートが1.77倍、平均で1.86倍となっております。東京都につきましてはフルタイム4.46倍、パート4.47倍で平均で4.46倍です。全国レベルですとフルタイムが2.57倍、パート2.21倍で平均2.42倍という数字が出ております。

もう1つの質問ですけれども、27年度中に欠員であったところということで、任期付きの保育士がおりまして、正規職員の定数に数える方が9月末で退職されておりまして、10月以降は補充なしということで臨時職員の対応ということをしております。嘱託職員につきましても年度の途中で3カ月ほどいない時期があったという状況がございました。

---

○幸野委員　保育士の状況、調べていただきありがとうございます。都内全域でいくと5.45倍と私は言ってたんですけど4.46倍に下がってるということですね。そういう意味でいえば保育所がすごくふえてる中で保育士そのものがふえてきてるといえるのか、潜在的な保育士もなんかも含めてかなり就職されてるのかなと見てとれるところかなと、待遇改善策なんかもかなり打ち出してますから。ちなみにこれは10月1日ということでもいいのですか、今現時点ということ。（「10月」と発言する者あり）10月1日ですね、了解、わかりました。そういうことなのかなと思います。

それぞれのほかの自治体も努力されてるってことですので、待遇改善策等々もぜひ打ち出していきたいなと思います。全国平均が2.57倍ということは上がってるんですね、全国的には上がって、都内が減ってるということなのかなと。東京都内で保育士の確保策というのを相当力入れてやってるといことがそういう実情になってるのかなと思いますので、ぜひ乗り遅れないでやっていただきたいと思います。

そういう中で保育士を手放してるというのは非常に矛盾だということは先ほど言いましたので、そこはぜひ肝に銘じていただきたいと思うし、そういう情報なんかも常に把握していただくような担当課になっていただきたいということもここでお願いしておきたいと思います。

それからコストのほうなんですけど、ちょっとやっぱりまだわかりづらいんですけど、結局正規職員はそうすると1名が約半年間分の予算が不用額になったということだよ。嘱託職員は1名の方の3カ月分だけと。そうするとここが3,000万円も人件費が下がるといことにならないんじゃないかなと思うんだけど。人件費が3,000万円下がってるわけですよ。さっきの育休とかっていう話もおっしゃって、12名がとられたということがあるけど、その辺を全部総合して3,000万円ということなんですか。その分に関しては、普通という考え方もおかしいんですけど、その2段目の市立保育園の保育に要する経費のところで想定してない人件費だとするならば、一定臨時職員の対応というのはしてるんだろうと思うんですけど、多分人件費と連動されてやってるのかなと思うから、人件費が減の分は普通であれば臨時職員の経費というのは上がるはずなんだけどそこも下がってるんだよね。その辺の関係についてもうちょっと詳しく説明してもらえますか。

---

○本多子ども子育て事業課長 正規職員、嘱託職員が欠員の場合は臨時職員で対応ということになりますけれども、その欠員のところは入りますけれども、そのほかのところではいろんな時間帯で任用しておりますので、その中で登録のある方でローテーションでやっているというのが現状なんですけれども、そのパートの方が足りない分、嘱託職員、正規職員がそこに入っているということもありまして、さまざまな要因が入ってまいります。また、この年については全体のどの職員においても給与改定と見直し等があった年でもあるということですので、1つの要因だけではないですけれども、いろいろな要因が重なったの結果とっております。

---

○幸野委員 もうちょっと整理してもらえますか。今後段で言った給与改定というのはプラスでしょう、昨年度はプラス改定じゃないですか。マイナス要因、今回はマイナスになってるわけじゃないですか、予算額と決算額で、そうよね、プラス改定になると。正規職員と嘱託職員でカバーしてるって言うんだけど、前段、任期付き職員、正規職員の方が9月に退職されて、嘱託職員の方も最後の3カ月いなかったと、さらに嘱託職員の方と正規職員があわせてなんだと思うんだけど育休で12名お休みされたんでしょう、その分を臨時職員で対応しなきゃならないわけでしょう。それを何でまた正規職員と嘱託職員でカバーするっていう話になるのかっていうことになるんだけど、全然よくわからない、どうしてこの3,000万円の減額になって、その下のところも2,900万円ぐらい下がるのかと、あわせて6,000万円ぐらい減ってるんですよ。予算額と決算額の人員の関係の部分だけで結構ですので、食材費のことはさっき600万円あるとおっしゃっていたんだけど、人員のまず配置計画はどうなってるのかということと、実際に配置された職員がどうなってるのかというのをちょっと整理してもらえますか。全然わからないんだよね、言うてることが。わかりますか、皆さん。

---

○尾澤委員長 そしたら、今子ども子育て事業課長から答弁いただいておりますけれども、その3,000万円の費用の差額の部分の減った要因というものを、改めてもう一度明確に簡潔に答弁を、まずいただきたいと思えます。

---

○本多子ども子育て事業課長 細かな計算になるかと思うのでちょっとお時間が必要かと思うので、御配慮いただきたいと思えます。

---

○尾澤委員長 わかりました。正確な答弁をしたいということなので、一定整理していただきます。

---

○幸野委員 先ほどの星委員の質疑に関連してお伺いしたいと思うんですけれども、このほんだ保育園の土地は年間約109万円で貸し出されるということですが、建物のほうは無償譲渡だと。施設移管の方向性についてというので老朽化してるから、市で持つと修繕費用がかかっちゃうということと、他市がそうやられてると今説明されたんですけれども、市で持つとなると公設民営じゃないですか、そうですね、だから市で持つからというのが1つ無償譲渡の理由になるのかということのはちょっとよくわからないんですけど、民設民営って市としては決めてるからその辺がよくわからなかったんですが、まず確認したいんですが、この建物は、今回私も資料請求させていただきましたけど、平成21年度に大規模改修と耐震改修工事を行っていると。この資料を見ると工事価格が計1億2,633万3,000円、仮園舎の費用が2,720万円入ってますから約1億円で建物に大規模改修と耐震改修の手を加えてると、税金で手を加えているという関係だと思えますが、普通に考えると昭和55年建築なのでもう資産価値というのはないんだらうと思うんですが、平成21年にこれだけ大規模な手を加えてるといってもありますので、財産価格審議会でこの価格というのを評定されてるかと思うんですが、その金額っていうのは幾らになるか教えていただけますか。

○岡田子ども施設整備担当課長　今お話のありましたほんだ保育園の園舎につきましては、これは議会の議決を経て無償譲渡とするということから、財産価格審議会ではこれは幾らでというような、そちらに諮ってというような手続はしておりません。

---

○幸野委員　財産価格審議会条例を見ますと第1条に「国分寺市の公有財産の所得及び処分に関し、適正な価格を評定するため、国分寺市財産価格審議会を置く」となってるんです。所掌事項として「次の各号に掲げるものに関する価格を評定して答申する」というのがあって、不動産及びその従物とか地上権、地役権、その他これに準ずる権利というのが所掌事項としてあるわけですが、これはかけなくていいということになってるんですか。

---

○岡田子ども施設整備担当課長　この今お話がございました財産価格審議会との関係につきまして少しお話しさせていただきたいと思います。先ほど少しお話しさせていただきましたけれども、今回のほんだ保育園、前回の日吉保育園についても同様でございます、これについては無償譲渡するということから、その方向で進めている関係から、この市長の附属機関である財産価格審議会に諮るというような手続は踏んでいないと、このようなことになりません。

---

○幸野委員　それって法的に問題はないんですか。いや、もう明らかに資産価値があるかないかというのは、明らかかどうかというのなかなか判断は難しいんだけど、市長の方針があるからそれをやらなくていいというのは、それは法的に問題ありませんか。その辺は整理されてるのかな。

---

○岡田子ども施設整備担当課長　少し繰り返しになるところは御容赦いただきたいと思いますが、今お話しした財産価格審議会については市長の附属機関という位置づけになりまして、適正にその財産を売り払うというようなときにはこちらのほうで金額をというようなことになりまして、今回のことにつきましてはもう無償譲渡にしていくというようなこと、それとあと議会の議決を諮るということをもってそのような整理とさせていただいているところです。

---

○幸野委員　ちょっと私、それで大丈夫かなと思うんですが、その数ページ前に国分寺市有財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例っていうのがありますね。この第3条に普通財産の譲与又は減額譲渡っていうのがあるんですよ。「普通財産は、次の各号のいずれかに該当するときは、これを譲与し、又は時価よりも低い価格で譲渡することができる」と、普通財産については、譲与もしくは時価よりも低い価格で譲渡することができる規定をここで設けてるんです。多分これは、私が見る限りだと市の普通財産を幾ら何でも何もなく上げちゃったりとか、低額で貸しちゃうとかそういうことはしちゃだめだろうと法的な、多分自治法になるのかな、ごめんなさい、私まだそこまで調べてないので、それがあって、その中で条件をここで定めてる、そういうことができる条例と理解してるんだけど、そうじゃないですか。

---

○岡田子ども施設整備担当課長　その法的な整理につきまして少しお話しさせていただきたいと思っております。まず、この普通財産の関係につきましては地方自治法第238条の5の普通財産の管理及び処分というような条項がございます、その地方自治法では「普通財産は、これを貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、若しくは出資の目的とし、又はこれに私権を設定することができる」とあります。そして次なんですけれども、同じく地方自治法第96条ですけれども、「普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない」というようにありまして、その第6号では「条例で定める場合を除くほか、財産を交換し出資の目的とし、若しくは支払手段として使用

し、又は適正な価格なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること」というちょっと長くありますけれども、いずれにしても議会の議決が必要であるというようなことになっております。

それで、今幸野委員が今お話しいただきました国分寺市有財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例第3条第1号に「他の地方公共団体その他公共団体において公用又は公共用に供するため普通財産を当該団体に譲渡するとき」というようなことがあります。したがって、今お話しの方公共団体というようなことでしたらこの条例をもってして議会の議決が要らないというようなことになりまして、社会福祉法人はそうではありません。したがって、土地の無償譲渡については議会の議決が必要であると、このような整理になっております。

---

○幸野委員　なるほど、そうすると自治法の第237条の2、ああ、今はそれは言ってなかったか、第96条と言ったのか、第96条なんだけど、第238条の5の1は、行政実例のほうになるんだと思うんですけど、本条第1項に規定による普通財産はこれを貸し付け、交換することなどができるのであるが、などの中に譲渡も入ってるんですが、この場合において法に、第237条第2項の適用を受けるものであると行政実例になってるのがあるんですよ。それで、237条2項と言ったんだけど、第237条の2項では「238条の4第1項の規定の適用がある場合を除き、普通地方公共団体の財産は、条例又は議会の議決による場合でなければ、これを交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けてならない」ということになってます。議会の議決があれば、すなわち適正な対価なくしてこれを譲渡する、あるいはもしくは貸し付けてはならないということだよ。その適正な対価っていうのが、じゃあ、今幾らなのかということをお伺いしたかったんだけど、財産価格審議会にはかけてないと、違う、ちょっと違うところから何か横やりが入ってるんだけど。（「する必要がないっていう解釈でしょう」と発言する者あり）第96条があるからということ。第96条の2があるから、いや、わかるよ、だから適正な価格じゃないものでも議会の議決があればそれは問題ないよということをお伺いしたということだね、そうだよ。でも議会在議決する上に当たって、適正かどうかを調べないという話ではないよね。それが適正かどうかでわからないまま議会在議決しちゃったら、何が適正なのか適正じゃないかってわからないわけだから、適正な価格っていうのを我々議会としても受けとめた上で、それを議決するかどうかという判断を議会がするわけですから、その適正な価格というのは幾らなんですかということをお伺いしたいんですよ。

---

○岡田子ども施設整備担当課長　今財価審のお話がありますけれども、そちらには諮っていないということが一方でありますけれども、前回の日吉保育園と同様に不動産鑑定士の意見書というもので、このほんだ保育園の園舎がどの程度の価値があるのかというようなことは一方で調べさせていただいて、報告が上がってきております。それによりますと、いろいろと要素はありますけれども、もう築年数の関係からしまして既存の建物の価値はゼロだというようなことをいただいております。しかしながら大規模修繕を平成21年に9,900万円ほどかけている、これは耐用年数を延ばすというようなことから市がそのような金額をかけて大規模修繕をやりましたけれども、そのところの金額をどのように考えるのかということが触れられております。そうしまして、結論から申しますと、そこを考え合わせますと1,189万6,000円ほどの価値があるであろうというように報告が上がってきております。ただ、そうは申しましたもこの金額で売却すると市場価格とはまた別なものであってというようなことで、この金額で果たして買っただけのものになるのかというのはちょっとわからないというようなことになっておりますが、大規模修繕の金額をあわせると先ほど申し上げましたとおりの金額というように把握しているところです。

---

○幸野委員　今御紹介いただいたのは国分寺市の例規集に基づく適正な価格じゃないよね。この建物の価値、適正な価格っていうのを出した金額じゃないよね。不動産鑑定士が鑑定しただけのお金だよ。その適正な額というのをはじく必要があるんじゃないですか。いや、適正かどうかっていうのがわからないまま我々に議決を求めるって

うことが果たして妥当なのかっていうことなんです。自治法では適正な価格じゃないことに関しても譲渡を議決すれば認めるってなっていますよ。それはわかりました、理解しました、自治法の仕組みはわかったんだけど、それが適正な額かどうかを知らないで議決していいっていう話ではないんですよ。むしろその適正かどうかっていうのをまず確認した上で、適正じゃないにしても、議会として適正じゃないけれども必要性があるねということで議決することを求めているんですよ、法的には。前段として適正な価格そのものをまず私は知りたいんですが、そういう意味でいくと、これは財産価格審議会を開いていただくしかないかなとちょっと今、私は結論を出しているんですけども、いかがでしょうか。いや、むしろ議会としてもその状況で本当に議決ができるのかって、今1,189万円という一不動産鑑定士の金額が出てると、それでも1,189万円ですよ。それを無償で一民間法人に渡すということの議決を求めるわけです。その1,189万円が本当に適正な額なのかどうか、7年前に1億円かけて大規模改修、耐震改修を行って、まだまだ今後何年も使えるわけじゃないですか、公立保育園としてだって使える物理的な条件を私たちの税金で改修したわけだね。その改修費用が、減価償却でどのくらい償却されているのか、その適正な価格というのを私たちは知る必要があると思うんですけど、いかがでしょうか。

---

○岡田子ども施設整備担当課長　この国分寺市財産価格審議会については、私の理解では市が建物、土地を売り払うというようなときにその価格を決めていただくものと認識しております。それで今回の無償譲渡につきましては先ほど来申し上げたとおりで、議会の議決を経るというようなことが前提にあります。一方で不動産鑑定士の評価というのもいただいているというふうなことであります。また、今回につきましては、これは無償譲渡させていただきますけれども、その無償譲渡した社会福祉法人がそれをもって別の事業を展開するというような施策ではありません。国分寺市民、国分寺市の子どものために引き続きのその建物を使用させていただいて、保育園を必ずずっとやっていただくと、このようなベースがあります。したがって、先ほど申し上げた不動産を売り払うということとは少し質が異なるのかなと、このように私は考えて進めてまいりました。

今、地方自治法との関係を含めて少し整理させていただきたいと思います。

---

○尾澤委員長　それでは、この件は一旦保留とさせていただきます。

---

○木島委員　関連で聞きたいことが私も今のお話を聞いて出てきているんですが、市側の一定の見解を待ちたいと思います。

そしたら、簡単に答えられる部分でとっていいのかわからないですけど、前回の日吉保育園にかかわる同じような議案を審査したときに、非常に大きな課題として私は残ったかなとと思っているのが、保護者への説明にかかわることがあったと思うんです。日吉保育園に関しては、若干特徴的なケースとしては将来建てかえが前提となってることもあったので、なお一層そのあたりについて丁寧な保護者への説明が必要だったにもかかわらず、それが必ずしも十分にそういったほかのことも含めて移行に当たっての説明が十分ではなかったのではないかと、そのあたりは一定市も反省の弁を述べられてた部分があったと思うので、それ以降、ほんだ保育園については、当時、私も討論でも言わせていただきましたけど、今後ずっと続いていく取り組みですし、また同じようなことがないようにということで述べさせていただいてますが、おおむね前回の日吉保育園の状況を通じてどういうことを市が改善されて保護者と向き合ってきたのか、概要を簡単に説明していただきたいと思います。

---

○岡田子ども施設整備担当課長　前回の日吉保育園のときにつきましては、今木島委員がおっしゃっていただいたとおり基本協定書につきましては、非常に大切なものであるにもかかわらず保護者に示していなかったというようなことがありました。そして、その後に締結させていただきました覚書については、あわせて保護者の方にこのような内

容です、ということでその内容を一人一人の方に個別に配付させていただいて周知させていただいたということがあります。これが日吉保育園の改善の内容でございます。

そうしまして、それに合わせるような形でほんだ保育園についても同様に協定書を締結させていただいて、そして覚書というのをこし1月25日に結ばせていただきました。これについてもほんだ保育園の保護者の方々に内容を一人一人に個別に配付をし周知させていただきました。その点は改善させていただきました。

---

○木島委員 わかりました。おおむね丁寧に、日吉保育園の状況を踏まえた上で対応していただいたと思います、そこは。当然今後も続くことですから引き続きお願いしたいと思います。

それと、資料をいただいて、私が求めた資料なのでちょっと確認だけさせていただきますけども、委託契約書をいただきました。見た感じ、これは標準約款と理解しましたので、その上で最後に大事なのは仕様書の部分です。ここを見たかったので求めさせていただいたんですけども、私が見たかったのはこの仕様書の人数の四角で囲ってある10ページのところになりますけども、人数のところと、あと基本協定書の第5条のところのところがしっかりとどうなってるのかというのを見たかったので、したがって、どうなのでしょう、平成28年4月1日時点でおおむね8名の方がちゃんと配置された、それが今もしっかりと継続していると、引き継ぎ中ということだと思いますけれども、そのことはちゃんと増減に大きな影響が出てないのかどうか、そこを確認させていただきたいと思います。

---

○岡田子ども施設整備担当課長 今おっしゃっていただいたとおりでございます、この基本協定書につきましては28年1月25日に結ばせていただいております。その第5条では28年4月1日時点で乙が雇用している職員のうち8名を配置するというようなことになってございます。それで実際のところはこの仕様書の話に移りませけれども、28年4月1日から始まりました引き継ぎにおいては、その乙が雇用している8名の先生方、それとあとプラス11名の先生もいますけれども、この方々を今同様の職員の人が引き継ぎを行っているという状況になってございます。

---

○木島委員 わかりました。したがって、この第5条の設置日にほんだ保育園には、今の状況だと8名はしっかり配置できそうだとということで、順調に引き継ぎがこの点、今の説明で進んでいると理解しました。

それとあと、これは前の日吉保育園もここが同じなんですけど、「おおむね」という表現というのはどう解釈すればいいんですか。市としては、じゃあ、これが7名なら許容の範囲内なのかとか、ふえればそれにこしたことはないんですけども、考えようによったら1名減するだけでもこれは大きな部分ですし、園長あるいは基本職員ということですから、私はここが余り減るといことは結構大きな後退につながるかなと。その他職員というものを含まない基本協定書の8名ということなので、ここは本当はおおむねじゃなくて、何でしょうか、ここはどう市は認識してるのか、おおむねと書く以上はいろんな解釈があると思うので、市の考え方というか相手方との協議の内容にもよると思うので、御説明をお願いします。

---

○岡田子ども施設整備担当課長 今こちらの基本協定書の職員配置のところの「おおむね8名」のところでございます。こちらの趣旨としましては、その時点でもう既にその法人に雇用されていて保育の経験がある先生の8名は必ず配置していただきたいというような趣旨でございます。この8名につきましては日吉保育園と同様の人数になってございます。と申しますのも、この8名はどのような職員を想定しているかと申しますと、クラスの引き継ぎ担任をイメージしてございます。つまりはゼロから5歳までの担任はおののいますので6名、そして園長が1名、そしてもう一つは、私立保育園にはほとんどの保育園で園長を補佐する役目の主任保育士がいます。それを想定して8名というようなことで考えておりました。ただ、このおおむねというところは、減らすというようなこ

とは法人との協議の中では考えておりませんが、場合によっては引き継ぎの状況とか子どもたちの状況によってプラスできる、その辺のことを私たちは少し担保したいというようなことを踏まえまして法人とお話した結果、おおむねというような表現になっているということになります。

---

○木島委員 わかりました。市としてもここの表現は、じゃあ、しっかりと意識しているということですね、こういう表現を使う以上は。前向きな意味で今私は捉えましたので、ぜひそういった方向性に行っていただくのが望ましいかなと思いますので、引き続き努力していただきたいと思います。

この点はこれで結構です。

---

○尾澤委員長 ほかにございますか。

---

○幸野委員 前回もちょっと質問した分園関係の件なんだけど、いろいろ考えてみたんですが、分園そのものを設置すると認可手続をまたとらなきゃならないっていう関係で、恐らく今の定数が3歳、4歳、5歳の定数を減らさざるを得ないと、遊戯場、ホールが計算の値に入れられないからという話でしたよね。それはそうなのかなと思うんですが、ちょっと教えてほしいんですが、国分寺市では今はやっていませんけど小規模保育ってあるじゃないですか。小規模保育をつくるときに連携施設をつくりますね。その連携施設をするときの手続として、何らかの認可手続みたいなものっていうのは出てくるのですか。

---

○岡田子ども施設整備担当課長 連携施設につきましては特に東京都に届出とか認可の手続とかそういうようなことはございません。

---

○幸野委員 そうするとそれは園同士の合意というか、契約までいくのかどうかわからないんですけど協定なり何なりでゼロ歳、1歳、2歳の小規模保育というのをやってるけれども、いずれこちらの認可保育園なり何なりで受け入れてもらえるように両者間の合意、協定というようなレベルと理解していいですか。ああ、そういうことだね、わかりました。

そうすると可能性として、分園というのはなかなか難しいだろうというのはあるにしても、この間お話があったようにゼロ歳、1歳、2歳の認可保育園、国立市でやられているとおっしゃっていましたが、私もそれを初めて知ったんですが、ゼロ歳、1歳、2歳の認可保育園を例えば、定員が10名ずつの保育園をつくりましたと、ほんだ保育園の近くでつくりましたと。それが連携という形でほんだ保育園とそういう協定、公立でつくれば、それはもう公立でそういうようにできるかなと思うんだけど、各園のあれじゃなくて、例えば民設民営園のゼロ歳、1歳、2歳を誘致すると、例えば認可園のゼロ歳、1歳、2歳を誘致して、それがほんだ保育園、公立のあれと連携施設とすることというのは可能ということですか。

---

○岡田子ども施設整備担当課長 今のお話、ゼロ歳、1歳、2歳の認可保育所を国分寺市でつくって、今認可保育園ですので連携施設というお話にはならないかもしれませんが、その受け皿として違う保育園でそこをカバーするというような今お話ですが、ただ、そうしますと入所の申込みというのは公平公正にどなたもやらなくてはいけないというようなことがありますので、それを必ずそのところでその卒園児を受けるといったような制度設計には今なっていないので、どなたも例えばほんだ保育園に入りたいというような3歳のお子さんがいましたら、そのゼロ歳、1歳、2歳の保育園の方だけではない方も対象として選考しますので、それは非常に難しいのかなと思います。

---

○幸野委員　それが小規模保育の連携施設というのは、ちょっと私、ごめんなさい、小規模保育って調べてないんですけど、優先されたりするわけでしょう、そうだよ。そういう連携施設を認可保育園と小規模保育所で結べるってことでしょうか。だからそれが認可保育園でゼロ歳、1歳、2歳をつくって、同じような仕組みとして、それがだから届出も認可も必要ないってことであるなら、両者間の合意だけでそういうことができるんじゃないんですかっていうことをお伺いしてるんです。

---

○岡田子ども施設整備担当課長　少し整理させていただきたいと思いますが、小規模保育事業というのはゼロ歳、1歳、2歳の市の認可の事業ということで平成27年度から制度化されたものです。そこでは3歳の受け皿ということで連携施設を確保しなければならないというお話になります。一方で今幸野委員がおっしゃっていただいているのはゼロ歳、1歳、2歳の認可保育所をつくるというお話で、その受け入れ先を固定するというようなことができないかというお話だと理解しましたが、それはほかの子どもたちとの公平性との観点から選考がありますので非常に難しいのかなと思います。

少し説明がうまくなかったのかもしれませんが、実態としてはゼロ歳、1歳、2歳の施設であることには変わりはないというお話だと思います。ただ小規模保育事業というのは法の中でその受け皿として優先的に連携施設で受け入れるという法の仕組みができていますので、それにのっとったことが私たちはできると。ただゼロ歳、1歳、2歳の認可保育所はその仕組みがありませんので、ほかの子どもたちと同様の選考をせざるを得ないということになります。

---

○幸野委員　でも、その法の仕組みというのはそんなに厳格じゃないでしょう。厳格じゃないってというのは、今時点で連携施設の仕組みって、できなかったらできないでしょうがないねってなってますよね。そうだよ、現実的に家庭福祉員とかも含めて連携施設がまだ確定してないところもあるわけでしょう。そういう意味でいけば、法で小規模保育所だから次の認可保育園を確実に決めるって話には今なってないよね。そういう点でいえば認可保育園だって同じで、ゼロ歳、1歳、2歳の認可保育園をつくったって、それはそういう受け入れ先がなければ、連携ができなければ入れないわけです。ただ連携ができるようにするのはできるんじゃないんですかっていうことなんですよ。法的にそこは厳格になってないでしょう、今の小規模保育だって。そういうことから考えると可能性としては模索できるんじゃないんですかということをおっしゃるんです。

---

○岡田子ども施設整備担当課長　幸野委員がおっしゃっていただいたことを理解いたしました。それは公平性の観点とかを加味しまして国分寺市の入所の基準、これは保護者の方、識見の方にも入っていただいているものであります。これを、もしそういうようなことが起こるんだしたら、改正することができるんでしたら優先的に受け入れる、今家庭的保育事業に行っているお子さんについては3歳の連携施設がありませんので、そのところは選考において若干ポイントをプラスしているというようにやらせていただいていますので、それと同様なことが可能性としてはできるということになります。

---

○幸野委員　わかりました。もう少し考えたいと思いますが、可能性としては入所基準を変えればできるということもありますので、そういう意味でいくと、この点でも民営化するほうがいいのかどうか、ゼロ歳、1歳、2歳の待機児童をなくすという視点に立ったときに。私も仕組みが詳細まで詰められてないところがあって申しわけないけど、今の段階では子ども施設整備担当課長の答弁に照らせば入所基準を変えればそれは可能になってくるんじゃないかっていうお話だったので、そういう道を模索することのほうが、もともち保育園だってほんだ保育園だって3歳、4歳、5歳の定員というのはゼロ歳、1歳、2歳の2倍以上あるわけじゃないですか。そのほうが民営化して今

回定員変更してゼロ歳を減らして1歳、2歳を4名ふやすということよりも、もっともっと待機児童を減らせる道になるんじゃないですかということをごここで言いたかっただけなのです。

ちょっとこれはどうするかな、ほんだ保育園は例の事件がありましたね、もう2年前になるのかな。それで、その際にいろいろ保護者の方たちも不安に思われたこともあって、実は今議会に陳情もかかっているんですけども、このほんだ保育園で例えばまた同じような事件が起きたときに、今の公立保育園であれば防犯体制だとか、あるいは情報連携体制、連絡体制とかってというのは、その反省と教訓に基づいて引き継がれているとか反映されていると思うんですけど、菊美会のほうの防犯だとか、あるいはそういう事故があったときの際のマニュアルとか対応の仕方というのは、市では今把握されてますか。

---

○岡田子ども施設整備担当課長　今、今年度の引き継ぎを行っております。もうほとんどの引き継ぎは終わっております。これから子どもの引き継ぎを行っていくというようなことになっております。その引き継ぎの中においても、今おっしゃっていただいたような事件を踏まえての引き継ぎも行っております。ほんだ保育園にあるマニュアル、対応をしっかりとやっていただきたいということで、その点についても、防犯訓練も含めて引き継いでいくというようなことをやっています。菊美会が持っている防犯のマニュアルということについて、それと今ほんだ保育園が持っているもの、ほんだ保育園の実情に照らし合わせて引き継ぎを行っていくというようなことになっております。

---

○幸野委員　保護者の皆さんは、特に情報の共有の問題、情報連携の問題のことについて非常に今回不安を感じられてましたよね、今回の事件を通じて。それでそういう陳情を出されているんですけども、そこが民営園になって、また当該園ですから、ほかの民営園ではそれぞれなかなかまだまだ構築するというのはいろいろなアプローチも必要のかなと思うんですけど、これは市が運営主体を民営園にするという関係の中で、ガイドライン等々には抽象的にはうたわれてはいるんですけども、きちんとその辺について、保護者の意見について改めて整理もしていただいた上で万全にとか、抜かりなくそこは引き継いでいただきたいということだけは強くお願いして、また同じようなことが起きたときに民営園になったからだという指摘は絶対受けないようにしていただきたいと思うんですけども、そこはぜひお願いしていただきたいと思いますが。

---

○岡田子ども施設整備担当課長　今幸野委員がおっしゃっていただいたように万全の体制で臨みたいと思います。

---

○幸野委員　これはお願いになるんですけども、多分今の段階は資料を出せないと思うんですが、菊美会は恋ヶ窪保育園をやられて、その園長が今度ほんだ保育園に入っているということになってるじゃないですか。それ以外にも多分数名、恋ヶ窪保育園からの異動というのがありますよね。恋ヶ窪保育園は恋ヶ窪保育園で非常にいい保育をされているという評判をお聞きしております。まだ第三者評価結果というのは見てないのであれなんですけど、そういう意味でいくと保育士がどういう異動になるのか、A B C Dとかって、前回は表を出していただいたと思うんですが、平成29年第1回定例会で構いませんので、最終的に直前になるのはやむを得ないかなと思ってんですけど、どういう保育士の配置状況になるのかということをお出しいただけますか。

---

○岡田子ども施設整備担当課長　今おっしゃっていただいたとおり、恋ヶ窪保育園からほんだ保育園に移る職員もいます。そして菊美会ではほかの保育園もありますので、その人事異動の関係を私たちが把握させていただくのは多分3月にはなろうかと思っておりますので、それを私たちが把握させていただきましたら資料を作成させていただいて、御提出させていただきたいと思っております。

○尾澤委員長　　まず、保留分に関してなんですけども、整理はついていますか。答弁、まだついていない。

それでは、一定程度時間がたちましたので 10 分程度休憩といたします。

午後 2 時 25 分休憩

午後 3 時 03 分再開

---

○尾澤委員長　　それでは、委員会を再開いたします。

---

○岡田子ども施設整備担当課長　　お時間を頂戴いたしまして、ありがとうございました。先ほどの財産価格審議会との関係について確認させていただきました。また、先ほどの私の答弁の中でわかりづらいようなことが多々あったと思いますけれども、その点についても改めておわび申し上げたいと思います。

この財産価格審議会については、先ほどのお話と少し重複するところではございますけれども、例えば市が土地を売り払うというようなことになった際には、市長の附属機関であるこの財産価格審議会が市長の諮問に対して、答申をして、その価格を決定していくと。それを尊重していくと。このような流れのお話になります。これが財産価格審議会のお話です。

それで今回につきましては、それとは別に今回は価格を設定するということではありませんので、財産価格審議会に諮るという手続きは不要であると、このように考えております。ただ、そうは申しましても、今回のほんだ保育園の園舎、こちらについてはどの程度の価値があるのかというのは、財産価格審議会と同様に不動産の鑑定士の方に一定の評価をいただいているところで、そこは担保していると考えております。

また、今回、普通財産無償譲渡契約書、そして土地に関しても事業用定期借地権、この公正証書、こちらにもありますとおり、この財産を譲渡させていただきましても、それは保育所を必ずそこで運営しなければならないという条項もありまして、そこは一定担保されております。その保育園をしっかりとこのままやっていただいて、市民サービスを続けていただくという内容になってございます。またもう一つは、その今お話の両方の契約書においても、それが守られなかったときには契約が解除できるということで、そこも一定の担保ができていているという状況で、この財産を無償譲渡させていただいて、引き続き市民サービスをしっかりとやっていただきたいがために、今回、御提案するところでございます。

説明につきましては、以上となります。

---

○本多子ども子育て事業課長　　先ほど御質問いただきました人件費のところ、平成 27 年度の予算と決算の差額についての説明につきましては、正確な答弁をしたいと思っておりますので、お時間をいただきたいと思っております。御配慮をお願いします。

---

○幸野委員　　後段の話からなんですけども、金額について、合わせて 6,000 万円近くの差異がございますので、その辺は時間がないと、職員課なんかも含めて確認しなきゃならないこともあるんだろうと思っておりますので、そこはそう推察して、現時点ではこの数字で受けとめさせていただいて、要因については後日というか、今後きちんと精査していただいて、御説明いただくということをお願いして了解したいと思います。

それで、前段のお話、いいですか。課長の今の答弁でいくと、財産価格審議会に諮問する場合には、土地を売り払う場合などだとおっしゃってましたよね。「など」っていろいろ多分あるんだと思うんですが。何か多分その後にアクションを起こすことに対してということなんだと思うんだよね。ただ、ちょっといいですか。もう一回言います

けど、この財産価格審議会の設置、第1条には「国分寺市の公有財産の取得及び処分に関して、適正な価格を評定するため国分寺市財産価格審議会を置く」と書いてありますよね。処分の中に譲渡というのは入りませんか。

---

○岡田子ども施設整備担当課長 先ほど、例えばということで土地とお話をしましたけれども、こちらは建物についても、当然のことながら公有財産ということになります。それで、繰り返しの御答弁で大変恐縮なんですけれども、処分をする、これについては当然譲渡ということもありますけれども、その金額で例えば売り払うということになりまして、そういうことになりましたら、こちらは……、「いやいや、譲渡は売り払いじゃないからあげるやつだからね」と発言する者あり）市長の附属機関であるところに諮るべきことは諮ると。このようなことになります。

---

○幸野委員 私が聞いているのは1点だけで、この処分という言葉に譲渡というアクションが入るのかどうかということだけをお伺いしています。入るよね。

---

○岡田子ども施設整備担当課長 この処分の中身につきましては譲渡は含まれております。

---

○幸野委員 含まれておりますと。それで、譲渡する際にも適正な価格を評定することが必要ですよ。すなわち譲渡するときに適正な価格というのは、いわゆるゼロ円ですよ。ゼロ円かどうかを評定する必要があるが、この財産価格審議会には、この第1条の条文からいってもあるんじゃないですか。

---

○岡田子ども施設整備担当課長 この第1条のところ、この文言どおりに読んでいただければ、幸野委員おっしゃるとおりだと思います。ただ、これは私の繰り返しのお話で大変恐縮ですけれども、あくまでも市長の附属機関としての財産価格審議会でございますので、例えばの例で先ほど土地のお話をしましたけれども、それを売り払うということになったときには、その附属機関に市長が諮問をしまして、答申をいただくというような、こういうことになってございます。

---

○幸野委員 今までどういうふうに応用してたかを私は確認してるんじゃないんですよ。この条例上、その解釈というのはどうあるべきなのかということをお伺いしてるのです。それで、今、課長は、いみじくも前段おっしゃったように、私の言うとおりにということでは、この第1条の取得及び処分に関して、適正な価格を評定するために、この財産価格審議会はあるんだということで、この財産価格審議会の最大の目的っていうのは適正な価格っていうのははじき出すということなんですよ。評定することなんですよ。それで、その適正な価格というのは、不動産鑑定士が鑑定した価格じゃないんですよ。この財産価格審議会が評定した額が適正な価格という形に法律上なるんですよ。

法律の、先ほどから言っているように、第96条第6号と第237条第2項、関連してはなるんですが、第238条の5、これも全部関連してるんだけれども、ここで言っているのは適正な価格です。適正な価格なくしてこれを譲渡してはならないと言っているわけですよ。適正な価格っていうのは、市が何となく不動産鑑定士に依頼して決められた額にはならないんです。法的に適正な価格っていうのを自治法で定めていて、その法律に基づいて財産価格審議会条例で、きちんとその適正な価格を評定すると。こういう仕組みになっているんですよ。

その適正な価格そのものが評定されていない段階で無償譲渡するなんていう議決が出てきて、それが本当に適正なのかどうかっていうのは、我々は議会で判断できないわけですね。適正な価格が1億円なのか2億円なのか3億円なのか、はたまたゼロ円なのか。ゼロ円であれば適正な価格ですから、議会の議決は必要はないわけですよ。適正な価格で譲渡するということになればね。日吉保育園の場合には、ちょっと適正な価格は、財産価格審議会やってなかつ

たからわからないけど、もしかしたらゼロ円だったかもしれない。それは議決は必要なかったかもしれない。

しかし、その議決するに当たって、前段として適正な価格っていうのをまずはじき出して、それが無償譲渡がいいのかどうかという判断の、我々の一つの大きな材料になるわけですよ。2億円、3億円の適正価格が出て、果たして、それじゃ無償譲渡できますかという問題になるわけですよ。実際の金額がわからないんだから、適正な価格が。適正な価格はこの財産価格審議会条例で評定するって決めてるわけだから、法的に、条例的にね。（「適正な価格ってどこに書いてあるの」「対価じゃないの」などと発言する者あり）書いてあるじゃない。財産価格審議会条例の第1条。自治法は、だから適正な対価でしょ。適正な価格に対する対価ですよ。（「適正な対価」と発言する者あり）適正な対価っていうのは適正な価格の対価でしょ。違うの。それ、じゃ、説明してください。

---

○根本子ども家庭部長 自治法における「適正な対価なくしてこれを譲渡」と。この適正な対価ですけれども、これは要するにお金をいただくことはないということですからゼロ円ということになります。相手からお金を、要するに金額を得て譲渡をするということではないということなので、ゼロ円という考え方と認識をしております。

---

○幸野委員 それも1つあるのかもしれないんだけど、でも、それは適正な価格がはじき出されないと出てこないよね。適正な対価かどうかという判断が。適正な対価かどうかという判断というのは、適正な価格が出ないと判断できないでしょ。いやいや、例えばこの不動産は100円という適正な価格が出ましたと。しかし、30円で売りますよと。これは適正な対価じゃないのよね、明らかにね。適正な対価なくして売り払うことになりますよね。そういうときは議決が必要だっていうことを言っているわけですよ。両方とも適正な価格と対価との差がわからなかったら我々は判断ができないじゃないですか。そうでしょ。

---

○根本子ども家庭部長 適正な価格、例えばこれが今、例に挙げられた100円という評価が出て、30円では議案は出さないわけです。ゼロ円だから議案を出すわけでありますので、そのゼロ円にした根拠っていうのは、我々は不動産鑑定士の方から意見をもらって、先ほど御紹介しました1,100万円程度の金額を出していただきました。それに基づいて、今後、将来的に市の財政負担等を考えて、これは法人に対して無償で譲渡するべきであろうと。そういう判断のもとに今回、無償で譲渡をする議案として提案をさせていただいています。そういう状況であります。

---

○幸野委員 今の論理も本当によくわからないんだけど。第96条の1項もそうなんだけど、第273条の2項でもそうなんですけど、「適正な対価なくしてこれを譲渡し」ってありますよね。これは有償譲渡のほか無償譲渡を含むっていう行政実例があるようですよ。無償譲渡のことだけを言ってるわけじゃないみたいですね。すなわち有償の譲渡も含むと。これは売却っていうことになるのかな。多分売却になるんだね、これね。譲渡の中には有償譲渡も、売却も含めてってことだよ。だから、譲渡っていう言葉は無償譲渡だけじゃないんですよ。有償譲渡もあると。すなわち、金額っていうのが適正な対価って私も今、いわゆる低いほうで譲渡することだけを言ってるんだけど、高いほうで譲渡するときにも場合によったら、これ議決が必要かもしれないね。適正な価格に対して、それより高く譲渡するとか、あるいは低く譲渡するとかね。どっちにしても適正な価格っていうのが、いわゆる適正な価格をはじき出して無償譲渡するにしたってですよ。

今、部長がいみじくも言ったように1,189万円という不動産鑑定士の額は、適正な価格じゃないけどね、財産価格審議会がはじき出したお金じゃないけど、1,189万円って不動産鑑定士が言ってるのに、それを無償譲渡すると。適正な対価なくしてこれを譲渡してはならないって書いてあるわけですよ。適正な対価なくして。「又は適正な対価なくしてこれを譲渡してはならない」なんですよ。いい。そうなんですよ。そうそう、議決すれば。だから、その適正な額そのものっていうのをきちんとはじき出さないといけないうことになるわけだよ。

いいですか、委員長。適正な対価なくしてこれを譲渡してはならないってなっていますよね。しかし議決案件があればってことなだけども。いわゆる適正な価格でない場合に議決案件になるわけですよ。適正な価格がゼロ円だった場合、これ議決案件じゃないんですよ。議会として、無償譲渡するっていう適正な対価なわけですよ、ゼロ円なんだから。価格がゼロ円のを無償譲渡するっていうのは、議決がなくても行政だけの判断だけでできる話なんですよ。

だけど、議会として議決する際には、その金額っていうのがわからないと。適正な価格っていうのがね。本当、1億円、2億円だったらどうするんですか、これ。財産価格審議会は適正な価格は1億円です、2億円ですと。これから保育園の需要高まってくるからね。市場で売却しようと思ったら、もっと高く売れるかもしれないですよと。どういうふうを考えるかわからないです、財産価格審議会がね。それを我々に無償譲渡で議決させるんですか。はっきりした適正な価格もわからない中で。それを防止するために、この自治法はあるんでしょ。適正な価格をはじき出さないで、我々は、議決なんかできないですよ、どう考えたって。

---

○岡田子ども施設整備担当課長　今お話しいただいている件に関しましてですけれども、こちらについては、財産価格審議会には、諮ってないと、理由は先ほどのとおりでございます。繰り返しの御答弁になりますけれども、これについては不動産鑑定士の御意見をしっかりといただいて、先ほど申し上げたとおり、1,189万6,000円、これはその土地の建物の財産の価値ということではなくて、平成21年に大規模改修をやっている金額を考えれば、このぐらいの価値はあるだろうというようなことをいただいています。あとまた一方で、この建物を私どもがずっと維持管理していくようなことになったら、どの程度の金額があらわれるのかということも正確に見積もらせていただいています。それは今お話の1,100万円を大きく上回る金額であるという確認もしっかりとしているところです。

それで今、私の手元に地方自治法第237条の逐条解説がございます。そのところを少しだけ読ませていただきます。何が適正な価格かについて、地方自治的な政策判断の余地はあるけれども、しかしそうであったとしても、住民の代表の議会の議決をしっかりと経なければいけないというのが法の趣旨ということでありまして、繰り返しますけれども、適正な価格については地方自治体の政策判断の余地があると、このように逐条では書いてあるところです。

総合的に判断させていただきまして、やはりこれからしっかりと民営化をやっていただいて、子どもたちのために保育園をしっかりとやっていただきたいと思っておりますので、今回の議案を提出させていただいているところです。（「うん、なるほど。うん、よくわかった」「あの、それで」などと発言する者あり）

今、私が述べさせていただいた考え方、これが間違っていないかどうか、これについて、政策法務担当に確認させていただいて、後ほど御答弁させていただきたいと思っております。

---

○尾澤委員長　わかりました。

---

○木島委員　先にじゃあ、ごめんなさい。この質問、休憩前にも少し前振り出てましたんで、そのときに私も関連して聞こうと思ってたんです。今これは建物のほうで議論が進んでますが、一方で土地の問題ですね。これは定期借地権というか、貸すという位置づけに当然なるわけですけども、こちらのほうは、これまでも日吉保育園のときからずっと説明は聞いてるんですけども、いただいている書類だと、かつて方向性についてって、前にいただいたので、固定資産税とたしか都市計画税の50%という考えで、これがたしか当時も根拠を確認したときに、以前の西国分寺の東側の開発の事例と同じ考え方で行ったということまでは理解してるんですけども、これは逆にどうなんでしょう、こういった公有財産とか、財産価格審議会等との関係というか。要するに、この50%でいくんだとか、それを決めたのはどこなんだということをちょっと確認、念のためさせていただきたいんですけども。

○岡田子ども施設整備担当課長 この土地につきまして、今回、事業用定期借地権公正証書にも書かれているとおりでして、年額 109 万 8,000 円というような内容になってございます。これについては、今、木島委員おっしゃっていただいたとおりでして、公有財産管理運用委員会というのが組織されております。そこでは、普通財産の貸付料に関することを審議していただくというような機関でございまして、8月29日に開催させていただいておりますので、そちらに諮らせていただいて、9月6日に報告をいただいております。そのことによって決定しているという内容でございまして。

---

○木島委員 であれば、この件は、土地に関しては明瞭に今わかりましたので、了解です、私は。

---

○尾澤委員長 関連で。（「いいですよ」と発言する者あり）

---

○幸野委員 そこで何、適正な価格というのをを出していただいたの。幾らだったんですか。

---

○岡田子ども施設整備担当課長 この公正証書の第5条にありますとおり、年額 109 万 8,000 円という額で報告をいただいております。

---

○幸野委員 それは何、財産価格審議会、公有財産……。 （「公有財産管理運用……」と発言する者あり） 公有財産管理運用委員会の何条にその価格を出す判断があるんですか。所掌事務はどこにあるのですか。

---

○岡田子ども施設整備担当課長 例規集で申し上げますと、1,589 ページに国分寺市公有財産管理運用委員会規則がございまして。その第2条第2号です。市の普通財産の貸付料に関することということになりまして、その報告をいただいているということになります。

---

○幸野委員 ちなみに、この普通財産の貸付料で適正かどうかということってというのは、財産価格審議会には諮ってはいないのですか。

---

○岡田子ども施設整備担当課長 公有財産管理運用委員会にあるとおりでして、財産価格審議会のほうに諮るという手続きは土地に関してしておりません。

---

○幸野委員 この財産価格審議会条例の第1条の処分の中に貸付ってというのは入りませんか。処分って、ちょっとごめんなさい、自治法の定義で、本当に基本的なことで申しわけないんですが、取得及び処分に関して適正な価格を評定するって書いてあるんだけど。何でこんなことを聞くかということ、公有財産管理運用委員会規則には、適正な金額かどうかというのは書いてないんだよね。管理の適正を諮りということ、普通財産の貸付料に関することってというのはあるんだけど。それが果たして適正な価格でというふうな判断になるのかどうかってね。それは例えば適正じゃなければ、また議会の議決が必要になるって関係になるよね、さっきの話でいくと。

問題は、その適正な価格ってというのがどういうふうに判断されるかっていうことで、50%減額した金額、しかも固定資産税と都市計画税の額の半額ということですから、一般的な市場価格という関係でいくと、相当減額して貸しつけることになっているよね。そうだよ、形的にはね。そこがどういうふうに判断されるかっていうことなんですよ。ちょっとその辺もきちっと確認してもらえますか。

---

○岡田子ども施設整備担当課長　　今、土地の貸付のお話になりましたので、その件に関して、少しお話しさせていただきますと存じます。

先ほど、地方自治法と、それとあと国分寺市有財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例、このお話について、建物のところについては、条例にその規定がないので議会の議決が必要であるという御答弁差し上げました。また一方、土地の貸付については、今お話の国分寺市有財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例、こちらの第4条第1号で、つまりは土地を貸しつけるということ、これは公益の事業、公共用に供するようなものに関してでしたら、貸しつけることができるということが条例でうたっているところです。それで公共的団体という表現がここに書かれているわけですが、社会福祉法人も含まれていることから、土地の貸付に関しては、この条例に定めがあるという関係から議会の議決は要らないということの整理でございます。

---

○尾澤委員長　　それでは、一定時間たちましたので、10分程度休憩します。

午後3時43分休憩

午後3時57分再開

---

○尾澤委員長　　それでは、委員会を再開いたします。

まず、先ほど、政策法務課のほうに答弁の確認していただくところでもってございましたので、子ども施設整備担当課長からの答弁をお願いします。

---

○岡田子ども施設整備担当課長　　お時間を頂戴いたしまして、まことにありがとうございます。

それで私たちのほうが先ほど申し上げさせていただいている財産価格審議会の関係であるとか、それと先ほど私が述べさせていただきました地方自治法の解釈のところを読ませていただきました。何が適正な価格かについては、地方自治体の政策判断の余地はあるんだけど、そうはいつでも常に議会の議決を必要とするというのが法の趣旨だというようなことを述べさせていただきました。このことにつきまして、政策法務担当にも確認をいたしました、私の答弁について誤りはないということを確認させていただきました。

---

○幸野委員　　適正な価格っていうのが自治法あるいは条例に明確に明記されて出てきていると。いわゆる1つは自治法の第96条の第6号、第237条の第2項というところに出てきていて、対価なくしてそれを譲渡してはならないということが明記されていると。その適正な価格というのが条例の中で、財産価格審議会がそれを評定するんだというふうに、ある関係からいけば、政策的な判断として適正な価格というものを、今、課長は行政の中で判断できるんだとおっしゃっているんですが、税金を納めている市民の側からすれば、そこはきちんと丁寧に条例に基づいた適正な価格というのを出していただいた上で、そこと金額でずれているということだから議決をお願いしたいと。その議決の適正な価格と金額がずれているけれども、こういう理由でずれている問題についてはカバーしているんだという説明があって、議会としては政策的に議決できるのかなと私は思っています。

そういう意味では、適正な価格というのがちょっと今の答弁では市の政策的な考え方、不動産鑑定士が鑑定したっていう事実ありますけども、それは適正な価格として条例としては認められているものではないということからいくと、もうちょっと丁寧にやった上で進める必要があるんじゃないのかなと私は思いますので、これは強く今後もいろいろあると思いますので、そういうことはきちんとやっていただきたいということは求めて終わりたいと思います。

---

○木島委員 1点、幸野委員が出していただいた資料をちょっとごめんなさいね、使わせていただいているんですけど、第三者評価の報告書、つぶさに全部を見ているわけではないんですけども、さまざまな観点から細かくいろんな評価がされているなというか、私もほかの高齢者福祉等も含めて、国分寺市で事業を担っていただいているところの事業の評価がどうなっているのかというのは、たまに検証させていただく参考資料にさせていただいているので。ただ、施設の性格によって報告の年数の幅がたしか違うんですね。施設によっては何年ごととか、そのあたりの周期がたしか違うというものなので、そういった意味では一つの参考になるものなんです。

特筆すべきはというか、恋ヶ窪保育園のほうで97ページですかね、利用者の方の満足度ということになるかと思うんですけども、大変満足が67.6で、満足という方が32.4ということで、したがって、この2つの項目だけでも回答者68人全てが満足していると、大変満足だということで、これは一方では菊美会に対する評価にもなるのかなという印象ですので、かといって、ほんだ保育園と単純に比較してどうこうということは言いません。ほんだはほんだで一生懸命今までも経営というか、運営されていると思います。

特にこの間、さまざまな、先ほど幸野委員がおっしゃっていた、事件というか、そういったことも背景にあるので、一概にこれは比較できるものではないと思います。そういった意味で引き継ぎも含めて切りかえに当たっては大変御苦労もあるかと思うんですけども、ぜひまた引き続き高い評価が得られるように、市もサポートというか努力をしていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。意見で結構です。

---

○幸野委員 私も資料請求してざっと見せていただいて、恋ヶ窪保育園の運営の評価っていうのは、今、木島委員が御紹介いただいたように、かなり高い評価でございますので、これを引き続きぜひお願いしたいし、ほんだ保育園に保育士が何人か、園長も含めて異動してしまうという関係もあるようですので、そこなんかぜひサービスの質が後退しないように、市のほうとしても、ここは公立の保育園ですから市の関与もできる範囲はかなりあると思いますので、そこはぜひお願いしたいなと思っております。

それで、ごめんなさい、ちょっと1点だけ、どうしても言わなきゃならないと思っていたことがございまして、先ほど、子ども施設整備担当課長が冒頭だったと思うんですけども、私が公立保育園を民営化するんじゃなくて、きちんと菊美会にもう一つ園をつくってもらったらいかがかという話をしましたよね。そしたら、課長は、民設民営の場合には建物が譲渡で土地が貸付されると。保育士はいるんだけど、しかし、その建物と土地を確保する財力がないんだと。そこまでは言ってないか。（「そこまで言ってないです」と発言する者あり）そこまでは言ってないけど、その負担が出せないんじゃないかというか、全然違うんだとおっしゃっていたと思うんですが、菊美会の今の財政状況とかが確認されていますか。

---

○岡田子ども施設整備担当課長 この社会福祉法人菊美会に、ほんだ保育園を決定していくときのプロセスの一つとして、当然さまざまな保育の審査をさせていただいて、一次審査、二次審査、三次審査を行ってまいりました。これが昨年度のお話でございます。それで、その一環としまして、保育の運営というのは継続性が非常に大切でございますので、財務診断というのも税理士の先生にお願いをしまして、しっかりと確認させていただいて、こちらの財務診断の一次審査もしっかりとクリアしていただいたという法人で、その辺の状況についても確認してございます。

---

○幸野委員 施設整備積立金というのが菊美会にされてるんだけど、幾らあるか御存じですか。先ほど菊美会に私は別の園をつくっていただいたらいかか、そのほうが待機児童の解消にいいんじゃないかということを指摘いたしましたけれども、これは菊美会のホームページに公表されてる資料なので言ってもいいと思うんですけど、平成27年度の法人の経営状況の総括表があります。保育所施設の設備積立金、3億2,248万9,000円です。それで民設民営の保育所を1つつくるのに事業所の負担っていうのは、今は16分の1とかになっているのかな。8分の1。市も8

分の1かな。後は、東京都と国が出していただきますよね。3億、4億だとしても、2,000万とかね、3,000万とかの負担でつくれるんですよ。

そういう菊美会には、やはりいろいろ話しながら、多少のインセンティブっていうのは、私はあってしかるべきだと思います、政策的な。無償譲渡で本当に園舎を渡してやるほうがいいのか、適正な価格で売却したほうがいいのか。私はこの保育所施設設備積立金が3億2,248万9,000円ある状況を考えれば、そういう政策判断もあってしかるべきだったんじゃないのかなと思うし、私はだから民営化というよりも、むしろ新しくつくっていただくような努力を、協力をお願いするということこそが今、市がやるべきことなんじゃないかなと思うんですが、もし何か御感想があれば、市長、副市長でも結構ですけど。

---

○岡田子ども施設整備担当課長　　今、幸野委員おっしゃっていただいたように、こちらの菊美会に新しい民設民営の保育所を立ち上げていただきたいというお願いが、そのような考え方があるのではないかというお話をいただきました。それは一方で一理あるのかなとは理解しているところです。

それで今、御案内いただきました平成27年度の3億2,000万円の積立金、こちらにつきましては、社会福祉法人菊美会は昭和27年から行っている日野第二保育園、その他恋ヶ窪保育園を除きまして3つの保育園をやっている状況になります。それらを維持していくための積立金であるのかなと、このように思っています。

---

○幸野委員　　積立金は全部で4つあるんですね。今の保育所施設設備積立金の積立目的が施設整備です。3億2,248万9,000円ね。それで人件費の積立金というのがございまして、それは積立目的は人件費で3,397万2,000円です。修繕積立金、修繕が積立目的で7,210万円です。備品購入等積立金が、目的は備品購入で1,800万円と。こういうことなので、トータルでいくと5億円まではいかないですけど、4億5,000万円ぐらい積立金がある状況なので、そういう意味では、私はやっぱり新たに1つつくっていただくような協力をしてもらったほうが国分寺市にとってもよかったんじゃないかなと思っております。今後もそんなに簡単に多分積立金を取り崩すってということじゃないと思いますから、市のほうでぜひ政策的な判断でいろいろ御協力いただくということも必要なんじゃないかなということ求めて終わりたいと思います。

---

○尾澤委員長　　ほか、ございますでしょうか。  
(「なし」と発言する者あり)

---

○尾澤委員長　　なしでいいですか。

それでは、質疑を終わります。

議案第112号と126号を一括の議題として扱っておりますが、採決は個別となります。

それでは、これより議案第112号、国分寺市立保育所設置条例の一部を改正する条例について及び議案第126号、財産の無償譲渡について、個別に採決をいたします。

討論はございますか。

---

○幸野委員　　両議案について反対の立場で討論をしたいと思います。

本格的な討論はまた本会議でさせていただきたいと思いますが、きょう確認させていただいた最大の反対の理由は、今回の市立ほんだ保育園の民設民営化というのは、国分寺市が掲げている最大の目標である待機児童の解消に逆行するということであります。公立保育園を民営化するということに関しては、今、1園あるものところを別の保育士に全て入れかえるということがございますから、その公立の保育士たちが働く職場、保育園が1つなくなってし

まうということになるわけです。そういうことが今、待機児童がこの10月1日時点で旧基準で304名、新基準で189名と急増しているという状況の中で、果たして妥当なのかということをご質問させていただきましたけれども、市側の答弁とすれば、待機児童の解消もアウトソーシングも両方とも重要だと。同列に考えているというところが最大の問題であると思っております。待機児童の解消に逆行するということが最大の反対の理由です。

市は、コストの削減のためなんだとおっしゃっていましたが、これも資料で一つ一つ細かく確認もさせていただきました。本当であれば、今年度末には3億3,200万円削減されていなければならないはずの民営化のコスト削減は、実際には2,242万円コストがふえてしまっているという事実が明らかになっております。これは本当に先ほどの待機児童の解消とあわせて、大きな反対する理由になるだろうと思えます。

もう一つが両方とも関連するんですが、ベテランの保育士を手放すことになってしまっているということです。保育士の有効求人倍率は、都内でことし4.46倍ということで、昨年よりは若干下がっているということはありませんけれども、それでも確保するのが非常に大変な状況になっております。そういう中で来年度、これは予定だと思えますけれども、正規職員、嘱託職員合わせて17名の保育士の資格を持っている保育士を手放すことになるということで、保育士を確保することが非常に困難な状況になっている中で、これも非常に矛盾したことになっているということもあります。

さらに言えば、ほんだ保育園の定員の状況を考えますと、ゼロ歳、1歳、2歳と3歳、4歳、5歳の定員が3歳、4歳、5歳のほうが2倍になっていると。この状況を活用して、小規模保育所と認可保育園の連携施設みたいな形で新たに、例えば認可保育園をゼロ歳、1歳、2歳をつくって連携すれば、ゼロ歳、1歳、2歳の待機児童も30人ぐらい減らせるんじゃないかと私は思っております、その点でも民営化によって定数を変えざるを得ないと。3歳、4歳、5歳の定数を減らして、ゼロ歳、1歳、2歳のほうもゼロ歳はちょっと減っちゃうという矛盾していることになっているということです。

あとは譲渡の問題についても、最後、議論させていただきましたが、適正な価格っていうのが私はきちんと財産価格審議会では引き出した上で無償譲渡してほしいと議決を求めるのが筋だろうと思っております。その点についても、残念ながら丁寧にやられてないということも、市民的にはなかなか理解が得られないのかなと思えます。

総じて、国分寺市が平成23年9月につくった全体計画は、完全に破綻している。目標どおりに待機児童の解消も残念ながら果たされていない。コスト削減も果たされていない。保育士も次から次に手放すということで、時代に全く逆行する政策になっているだろうと思っておりますので、まだまだいろいろ言いたいことありますが、それはもう本会議できちんと述べるということをつけ加えて、断固反対、認められないということをご強く申し述べて反対討論いたします。

---

○尾澤委員長　ほかに討論ございますか。

---

○木島委員　では、議案第112号及び126号について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

本議案は、さきの第1回定例会で同様な事例の日吉保育園にかかわる議案とも密接的に関係するものであって、当時、私たち文教子ども委員会としても、さまざま慎重審査をしてきたという経過のもと、ことしの第1回定例会で議決をして、その後の経過等についても、順調に今、日吉保育園についても運営がなされている旨の報告を聞いているところであります。

この議案に関しても、待機児童の解消に資することはもとより、一方で国分寺市の抱える財政上の課題という観点でも、私は大変大きなメリットがある取り組みだと認識をしております。国分寺市にとって、財産を無償で譲渡していくということは大変大きな決断を迫られる取り組みであることは言うまでもないことですが、一方で今後の市全体の大きな課題である施設の老朽化等の対策等を鑑みると、将来にわたって、こういった施設を市で管理していくとい

う選択のほか、このように譲渡していくということは、大変財政的にも大きなメリットが当然後年度発生してくると私は思います。今は目に見えない部分かもしれませんが、必ずそういった部分でトータルメリットが出てくる新たな取り組みだと私は思いますので、ぜひこの取り組みを油断することなく、今後ももとまち保育園、しんまち保育園と計画が策定されておりますので、日吉保育園のときにもかなり強く、また厳しく言わせていただいておりますが、ぜひとも成功させていただきたいと思います。

運営法人となる菊美会についても、これまでの恋ヶ窪保育園の実績等で大変多くの利用者からの喜びの声が寄せられているところではございますが、今回、きょう提供された第三者評価の報告書によっても、満足という回答がいれば100%を占めているということで、大変こういったことからしても、このほんだ保育園について、運営するに大きく値する事業者であると評価します。また、この4月から協定書に基づいて、今、引き継ぎがされている状況かと思っております。この状況についても資料請求をさせていただいた仕様書との関係で確認をさせていただいたところ、今、順調に引き継ぎの作業が行われているということも確認をさせていただきました。順調に準備が進んでいると思えます。来年度、4月1日、しっかりと引き継ぎが完了して、運営がなされることを期待したいと思います。

また、普通財産の無償譲渡計画書、また事業用定期借地権に係る契約の公正証書についても、これも日吉保育園のときから確認をさせていただいておりますけれども、当時の課題について、今回、主管課のほうで一部大修繕にかかわる部分とか、さまざま私から提案した指摘を踏まえた上で修正をさせていただいたことを評価したいと思います。より国分寺市にとって、また運営事業者にとって、双方にとって理解というか、何かあったときのことを考えると、整理しておくべき文言だったと思いますので、ここの部分を整理されたことについても評価をしたいと思えます。

以上、この議案、大変大きな取り組みの本当に1歩目が日吉保育園で、今回、2歩目のほんだ保育園ということで、まだまだ私は油断は禁物であるという立場です。見る目も当然厳しい中でのそういった運営になろうかと思えますが、必ず大きな成果を出していただけると、これまでの菊美会の取り組みから、私自身も十分に信用できる部分でございまして、必ずいい方向で結果を出していただくことを期待して、賛成とさせていただきます。

---

○尾澤委員長　ほか、討論ございますか。

---

○星委員　議案112号、126号に反対の立場から一括して討論いたします。

申し上げたいことは、公設公営の直営の保育所を市として複数園残すべきである、残してくださいということであり、市民からこうした声もいただいたんですが、民営化によって市が直接かかわる保育所が減っていく中で、子育て支援の政策が現場の実態とかけ離れたものになってしまわないだろうか。そうしたお声もいただきました。市の直営の保育所、民間の保育所、同じ認可保育園であっても関係性は大きい異なることは間違いありません。市が直営の保育所で働く職員から現場の成果や率直な課題を把握し、それを多くの民営園にも広げていく。このことによって国分寺市の保育の質をさらに向上させていくべきであると考えています。

また、嘱託職員の皆さんについてですけれども、やがては市の保育所から全員がいなくなってしまうこととなります。市の保育所で経験を積みながら国分寺市の子どもたちの子育てに貢献されている嘱託職員の皆さんを複数園残すことで、働き続ける場を保障することは、待機児童の解消にもつながることだと考えます。保育士不足が社会的な課題となっている今日、みずから保育士を手放すといったことは行うべきではないと考えます。また、嘱託職員は平成31年度までしか市立の保育所で働くことができない中で、残り3年間の期間しかないとわかっているのに、この保育士不足の中でその間必要な嘱託職員の確保に影響が起きないのか、これが日々の保育に影響が出てしまわないのかとの心配を持っているところであります。

正規職員につきましては、平成32年の国分寺保育園の1園のみになり、保育士は保育園以外の他の部署に異動になる可能性もある。そうした御答弁もありました。保育士としての経験を生かす職場を想定されているということで

すが、その人数の保育士が保育園を離れるという現実、これは間違いありません。保育士不足の観点からも課題があると考えております。

保育の質の面からも保育士の確保からの待機児童の解消のためにも直営の複数園を維持することが合理的な考えであるとと考えております。

---

○尾澤委員長　ほかに討論ございますか。  
（「なし」と発言する者あり）

---

○尾澤委員長　それでは、討論を終わります。  
それでは、採決を行います。本案を原案のとおり、決することに賛成の方は挙手を願います。  
（賛成者挙手）

---

○尾澤委員長　可否同数であります。よって、委員会条例第 14 条第 1 項の規定により、委員長が本案に対する可否を採決いたします。  
委員長は、議案第 112 号について、可決と採決をいたします。  
次に、議案第 126 号を採決いたします。先ほど、議事に進行を協力いただきまして、討論をあわせていただいた経緯はございましたが、一応確認をさせていただきます。  
討論ございますか。  
（「なし」と発言する者あり）

---

○尾澤委員長　それでは、討論を終わります。  
本案を原案のとおり、決することに賛成の方は挙手を願います。  
（賛成者挙手）

---

○尾澤委員長　可否同数であります。よって、委員会条例第 14 条第 1 項の規定により、委員長が本案に対する可否を採決いたします。  
委員長は、議案第 126 号について、可決と採決いたします。



2016.12.22 : 平成 28 年 第 4 回定例会 (第 7 日) 本文

○議長 (須崎 宏君) 日程第 24、議案第 112 号及び日程第 25、議案第 126 号を一括議題といたします。

本案に関して、委員長の報告を求めます。

文教子ども委員長。

(11 番 尾澤しゅう君登壇)

○文教子ども委員長 (尾澤しゅう君) 議案第 112 号、国分寺市立保育所設置条例の一部を改正する条例について、及び議案第 126 号、財産の無償譲渡について、文教子ども委員会の審査模様を一括して御報告いたします。

議案第 112 号は、国分寺市立ほんだ保育園を民営化するため、条例の一部を改正いたしたいというものでございます。議案第 126 号は、地方自治法第 96 条第 1 項第 6 号の規定により、国分寺市立ほんだ保育園の民設民営化に伴い、運営委託法人に当該保育園園舎を無償譲渡いたしたいというものでございます。

委員会では、担当より本案の説明が詳細になされ、委員による質疑が行われております。なお、議案第 112 号の採決に先立ち、反対、賛成の双方の立場から討論がなされていることを申し添えます。

慎重な審査の後、個別に採決を行いましたところ、議案第 112 号及び議案第 126 号ともに可否同数となり、委員会条例第 14 条第 1 項の規定により、委員長が可否を採決し、本案を原案のとおり可決すべきものと決しております。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長 (須崎 宏君) ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

(「なし」と発言する者あり)

○議長 (須崎 宏君) 質疑なしと認めます。

これより個別に討論及び採決いたします。

まず、議案第 112 号についてお諮りいたします。討論はございますか。

○1 番 (幸野おさむ君) 議案第 112 号、国分寺市立保育所設置条例の一部を改正する条例についてと、議案第 126 号、財産の無償譲渡については、両方とも市立ほんだ保育園の民設民営化に関連する議案ですので、一括して反対の立場で討論したいと思います。

初めにほんだ保育園の民営化について、何といたっても矛盾しているのは、待機児童の解消に逆行するということです。10 月 1 日時点で認可保育所に入れない待機児童は 304 名、認証保育園にも入れない待機児童は 189 名に上っています。来年度の入所申込み人数も急増しており、待機児童の問題は過去最悪になる危険性も生まれています。公立保育園の民営化とセットでつくられた待機児童の解消を目指す全体計画と、その後策定された子ども・子育て支援事業計画の目標は、達成するどころか逆に深刻な事態になっております。

そんな中で、本来であればほんだ保育園は公立のまま残し、民営化予定の法人である社会福祉法人の菊美会には新たに市内で保育園を整備していただくことができれば、それが最良の道であります。しかし、公立保育園の民営化は、これだけ保育士不足が深刻な中で、運営主体がかわることによって大事な保育士の不必要な入れかえを行う上に、新しい保育園を整備できる可能性をなくします。まさに待機児童の解消に逆行するのが公立保育園の民営化だと言わなければなりません。私が待機児童の解消と民営化はどちらが大事なのかとただしたところ、橋本副市長は両方とも重要だなどと答弁しましたが、児童福祉法に基づく国分寺市の責任は待機児童の解消であることを改めて強調しなければなりません。

また、民営化によって大量の保育士を手放すことも深刻な矛盾です。現時点での都内における保育士の有効求人倍

率は4.46で、昨年よりは若干減りましたが保育士不足は深刻です。多摩地域では1.91だと伺いましたが、保育士の確保競争が過熱を極めるもとの、保育士の確保は簡単ではありません。

そんな中で、今回の民営化によって17名の保育士が退職予定であることが示されましたが、国分寺市にとって重要な経験を持った貴重な保育士たちであることを強調しなければなりません。既に民営化されたひかり保育園とひよし保育園の保育士をあわせると、4年間で51名も公立保育園の保育士を手放すことになります。これだけの保育士を確保することができれば、少なくとも100名規模の2つの保育園が整備でき、待機児童の解消に寄与することができると言わなければなりません。まさに待機児童の解消に逆行するのが公立保育園の民営化であります。

また、国分寺市は新たにゼロ・1・2歳の待機児童の解消策として認可保育園の分園を整備する検討について表明しておりますが、今現在、現実的に分園を設置することができる可能性があるのは公立保育園しかありません。特にほんだ保育園はゼロ・1・2歳の定員が10名前後で、3・4・5歳の定員が25名前後と分園をつくるのは最適なにもかかわらず、民営化によって定員を変更せざるを得なくなり、3・4・5歳の定員を減らすことになっております。新しく規定された小規模保育制度のようにほんだ保育園と連携することができるゼロ・1・2歳の認可保育園の分園をつくる可能性も失うことになり、みずから掲げた新たな待機児童の解消策にも逆行する政策であることを指摘しなければなりません。

それでも国分寺市が民営化にこだわっているのは、コストが削減できるという理由です。しかし、今年度末における全体計画の民営化によるコストの削減目標累計額は3億3,200万円になる試算でしたが、実際には2,242万円も逆にコストが増加していることが明らかになっています。市は、言いわけがましく将来的には削減されると取り繕っていますが、保育士不足の中で将来的にも民営園の公定価格が上昇していくことに加え、保育士を確保するための賃金や処遇改善を目的とした財政措置の増加など、今後もコストの増加は避けられない見通しです。そもそも根本的な問題として保育士の低賃金が保育士不足の要因の1つになってる中で、保育士の賃金をコストの削減対象とする民営化は時代おくれの政策だと言わなければなりません。それでも見直しをせずに民営化を推し進める井澤市政は、保育園を民営化することで保育を産業化しようとする安倍政権に追随する姿勢だと言わざるを得ません。

このように公立保育園の民営化は待機児童の解消に逆行し、大量の保育士を手放し、ゼロ・1・2歳の受け入れをふやす連携した分園の可能性もなくし、しかもコストは削減されるどころか逆に増加させています。もはや公立保育園の民営化を行う理由は完全に破綻しています。直ちに民営化を中止することを求めます。また、大もとの計画である全体計画においても、状況の変化によって民営化の計画を見直すと明記していますが、今現在、待機児童の激増や保育士不足、コストの増加などその状況の変化が深刻な事態になっているもとの、全体計画そのものを抜本的に見直すことを強く求めるものです。

また、質疑を通じて、7年前に1億円をかけて大規模改修を行った園舎建物について、残存価額の適正な評定価格も算出しないまま無償で菊美会に譲渡してしまおうとしていることも大問題です。市の公有財産規則第40条では、「財産の取得、管理及び処分に関する価格又は料金については、適正な時価により評定した額をもって定めなければならない」とし、第41条では、「前条の財産が不動産及びその従物並びに地上権、地役権その他これらに準ずる権利であるときは、当該財産の取得又は処分に係る価格を定めるに当たり、国分寺市財産価格審議会の議を経なければならない」としています。つまり、ほんだ保育園の園舎や建物についての適正な評定価格の算定は財産価格審議会が行うことになっているのです。しかし、この手続を踏まずにただ単に不動産鑑定士が算定した価格のみで無償譲渡を行う判断をするというのは、規則に違反するのみならず、議会として議決する要件を満たしていないことを指摘しなければなりません。適正な価格も不明なのに無償譲渡とするかどうかの判断は私たちにはできないのです。しかもその不動産鑑定士が算定した評価額も1,189万円というものであり、財政が厳しいと言いながら民営化をするというのに、3億2,000万円も施設整備のための積立金を保有している菊美会になぜ無償譲渡しなければならないのか、全く理解できるものではありません。この点でも国分寺市として民営化ありきの姿勢が先行していると言わなければなり

ません。

最後に、ほんだ保育園では一昨年、近隣の住民の方が保育園の保護者に対しておのを持って脅迫する事件が発生いたしましたが、地域との関係について改めて対応の改善が求められております。この点についても、長年にわたって運営してきた公立のほんだ保育園には地域に多くの卒園者や元保護者が存在し、さまざまな地域との連携によって課題を乗り越えて、対話を重ねながら信頼関係を構築してきた歴史が存在する意義は非常に大きいと思います。これだけの経験を積んだ公立保育園や公立の保育士たちを時代おくれの政策によって手放してしまうことほど愚かなことはありません。ほんだ保育園の民営化をやめよ、引き続くもとまち保育園やしんまち保育園の民営化もやめよ、心の底から怒りを込めて本議案に反対の立場を表明するものです。

---

○議長（須崎 宏君） ほかに討論はございますか。

---

○23番（木島たかし君） では、議案第112号、国分寺市保育所設置条例の一部を改正する条例について、及び議案第126号、財産の無償譲渡について、関連性が高いのでここで一括して賛成の立場で討論させていただきます。

本両議案については、市立ほんだ保育園の保育サービスに関する全体計画に基づく民設民営化、移管するための議案であります。この議案に密接的というか関係性の高い議案として、さきの第1回定例会では、同様な事例としてひよし保育園にかかわる民設民営化の議案でも、さまざま、私自身も文教子ども委員会の一員として議論させていただいたところでございます。今回の審査に当たっても、その後のひよし保育園の民設民営化後の経過についても、順調に今運営がなされている旨の報告をいただいていることも、私自身は今回の議案の審査の大きな参考とさせていただいたところでございます。

この議案に関して、改めて申し上げるまでもないことだと私は思っていますけれども、待機児童の解消に資することはもとより、国分寺市の抱える今日的な課題、財政的な課題という観点でも、私は大変大きなメリットがある取り組みだと認識しています。国分寺市にとって財産を無償で譲渡する、園舎、建物、物品という観点でございませけれども、これは言うまでもなく大変大きな判断を伴う取り組みであるということは言うまでもないことですが、今後の市全体の大きなまさに課題である施設の老朽化等、こういった対策等を鑑みると、将来にわたってこういった施設を市で管理していくという選択肢のほかに、このように建物等を譲渡していく、こういう判断というものは市の今後、本当に抱える課題をしっかりと解決していく必ず大きな結果を出せる取り組みだと私は認識しております。

委員会の中でもさまざま私は議論させていただいてるところでございませけれども、まず今回、この受託者となる、今は候補ですけども菊美会についても議論、確認させていただきました。これまでのこの菊美会については、平成21年以降、恋ヶ窪保育園の民営化に関して、当市でも大変大きな実績を重ねられて、当然利用者からも大変喜びの声が多く寄せられているところではございます。今回、文教子ども委員会の審査に当たって提供された福祉サービスに係る第三者評価報告書というのがあるんですけども、これでこの恋ヶ窪保育園の評価に関する事項で、これは菊美会が受けてる評価とも私はとれますけれども、5段階の評価があるんですが、「大変満足」「満足」という上位2つの部分で何と100%を占めているというこの報告の結果をいただいているところではございます。こういったことは本当にすばらしいというか、並々ならぬこれまでの民営化以降の努力が保護者の方にもしっかりと認めていただいている証左だろうと思います。したがって、今後市立ほんだ保育園を事業者として担っていただくに、私はふさわしい事業者であると言えます。また、本年4月からは協定書に基づいてしっかりと引き継ぎがされて、順調に今日まで来るということも、仕様書との関係で確認させていただいたところでございます。しっかりと完了して、4月1日以降、安定した運営をすることを期待したいと思います。

また、普通財産の無償譲渡計画書、また事業用定期借地権にかかわる契約の公正証書についても、前回のひよし保育園同様にしっかりと確認させていただきました。ひよし保育園を審査したときに私が1つの課題として問題提起を

させていただいたこの中の表現で修繕にかかわる表現、この定義、位置づけが、なかなか解釈が分かれる部分があるのではないかといいた指摘を今回市で受けとめていただいて、今回の議案についてはその部分を改善して、解釈を明解化していただいたことについて評価したいと思います。これまでも努力をさまざましていただいて、こういった財産を無償譲渡するというは、先ほど申し上げたとおり市にとっても大変大きな政策判断を伴うものではございますけれども、そういった意味で私自身も当然ひよし保育園、今回のほんだ保育園、もちろん賛成の立場ではございますけれども、厳しく油断することなくしっかりと運営してほしいという観点でさまざまな質疑をさせていただいて、しっかりと問題なく今回も移管ができる、私はそういう思いで今回賛成させていただくつもりでございます。

また、幸野委員から先ほど出た価格の評価に関することについては、文教子ども委員会の中で私自身はしっかりと整理ができた課題だと認識しております。適正な手続のもと、しっかりと譲渡が行われると私自身は感じておりますので、私自身はそういった観点で総合的に判断してこの議案についてはしっかりと進めていただくことが何より大事なことだという思いで、また今後ともまち保育園、またしんまち保育園等も同様の議案が提出されることが予測されます。もちろん先ほど申し上げたとおり油断は禁物ですので、しっかりと気を引き締めて順調に今後も運営されることを期待申し上げて、賛成の立場として討論させていただきます。

---

○議長（須崎 宏君） ほかに討論はございますか。よろしいですか。  
（「なし」と発言する者あり）

---

○議長（須崎 宏君） これをもって討論を終わります。  
これより採決いたします。本案を原案どおり決することに賛成の方は起立を願います。  
（賛成者起立）

---

○議長（須崎 宏君） 賛成多数。よって、本案は原案のとおり可決されました。  
続いて議案第126号についてお諮りいたします。討論はございますか。  
（「なし」と発言する者あり）

---

○議長（須崎 宏君） 討論なしと認めます。  
これより採決いたします。本案を原案どおりに決することに賛成の方は起立を願います。  
（賛成者起立）

---

○議長（須崎 宏君） 賛成多数。よって、本案は原案のとおり可決されました。  
ここで1時40分まで休憩いたします。

午後0時09分休憩

午後1時44分再開